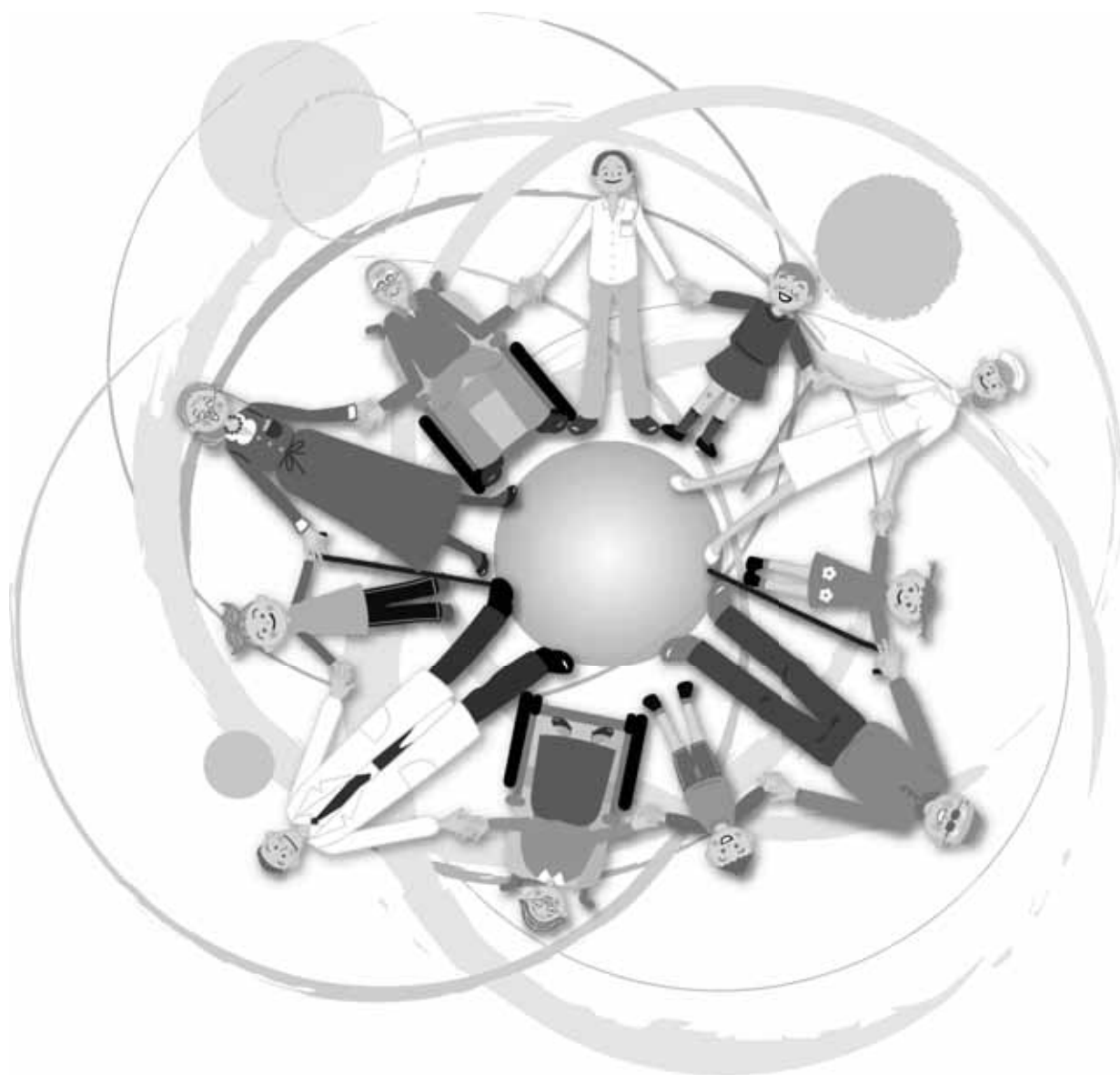


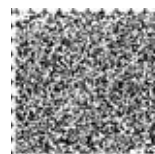
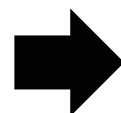
第4期日野市地域福祉計画

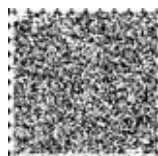
～ とともに支え合うまちプラン ～



令和2年3月
日 野 市

このマークは、目の不自由な方などのための「SPコード」で、位置を示すために切り込みを入れています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。





はじめに

平成 26 年度（2014 年度）に策定した第 3 期地域福祉計画では、福祉の分野で横断的に取り組まなければならない課題や、行政が地域の協力者と諸力融合で解決しなければならない「セーフティネット体制」、「情報発信」、「地域ネットワーク」といった部分に焦点を絞り、3つのアクションプランを作成し取り組んできました。



この間、懸念されていた人口減少や高齢化の進展は、当初の予測と比べて総人口は大きく増加したものの、高齢者の増加は緩やかになっています。

それでも、平成 27 年（2015 年）から令和 2 年（2020 年）までの人口増の内訳をみると、約 4,400 人のうち高齢者が約 3,100 人を占めており、高齢化率も 24.7% に達して人口の 4 人に 1 人が高齢者という状況になっています。この人口構造の変化から、単身高齢者の社会的孤立や高齢者及び障害者の経済的貧困、ひきこもり、子供の虐待、障害者を世話する親の高齢化など、これまでも懸念されていたことが顕著になり社会問題化してきています。

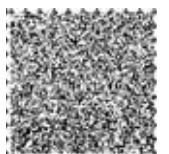
これから高齢化が急激に進行する中で、支援を必要とする方の増加に備え、これまでの福祉分野の枠を超えた支援体制も必要となることが予測されます。このため、第 4 期日野市地域福祉計画では、これまでと同様に「地域で支えあい、誰もが安心してともに暮らせるまち」を目指すまちの姿として位置付けつつ、福祉の各個別計画を再精査し、各分野で共通して取り組むべき内容を柱に据えて、令和 2 年度（2020 年度）から 5 年間の地域福祉の推進に関する基本的な方向性を定めています。

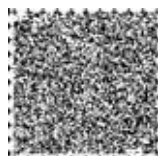
結びに、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました日野市地域福祉計画策定委員会等の皆様をはじめ、各個別計画に協力いただいている関係機関及びパブリック・コメント等を通じて貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様や関係機関の皆様に心より御礼申し上げます。

令和 2 年（2020 年）3 月

日野市長

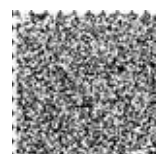
大坪 冬彦

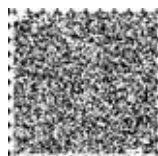




目 次

第 1 章	総論.....	1
第 1 節	計画策定の背景・目的.....	1
第 2 節	計画の期間.....	2
第 3 節	計画の位置付け.....	2
第 4 節	エリア（圏域）の考え方.....	6
第 2 章	日野市の現状と課題.....	8
第 1 節	地域福祉に関する日野市の現状.....	8
第 2 節	第 3 期地域福祉計画から見てきた課題.....	28
第 3 節	地域福祉に関する日野市の重点課題.....	29
第 3 章	計画の目的と基本理念・基本目標及び施策.....	30
第 1 節	目的と基本理念.....	30
第 2 節	計画の体系.....	32
第 3 節	基本目標及び施策.....	34
第 4 章	計画の推進.....	39
第 1 節	計画の推進体制.....	39
第 2 節	計画の進行管理.....	40
第 5 章	資料編.....	41
第 1 節	関係法令.....	41
第 2 節	成年後見制度利用促進基本計画との関連性.....	43
第 3 節	ヘルスケア・ウェルネス戦略による予防施策の成果.....	47
第 4 節	地域福祉計画に盛り込むべき事項.....	49
第 5 節	第 4 期日野市地域福祉計画策定委員会.....	51







総論

第1節 計画策定の背景・目的

(1) 社会的情勢

現在進行形で少子高齢化が進む中、核家族化や一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加といった社会的孤立が社会問題となり、また、自治会加入率の低下、空き家の増加など生活に直結する地域コミュニティの崩壊の危機にも直面しています。

また、子どもの虐待や貧困問題、長期間のひきこもりなど対応が困難な新たな問題や介護離職、障害者の親の高齢化など、高齢化の進行によってこれまでは表面化してこなかった課題が事件等の発生によって明確になり、中にはこれらの課題を複合的に抱える事例も多く生じています。

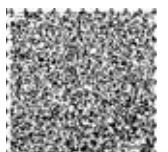
さらには、少子高齢化に関連して、社会保障関連費の増大がクローズアップされ、医療費の利用者負担や介護保険制度の見直しなど、財政の持続可能性が大きな課題となっています。

(2) 国の動向

平成28年度（2016年度）に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が厚生労働省に設置されました。ここでは、これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくり、地域での課題の解決に向けた「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくことで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

(3) 市が本計画を策定する目的

本市においても高齢化は着実に進行しており、令和2年（2020年）1月末時点では高齢化率が24.8%、4人に1人が高齢者という状況にあります。



市では、平成26年度（2014年度）に主要3戦略を策定し、その中でも「ヘルスケア・ウェルネス戦略」において、いずれ訪れる高齢化の進展を見据えて、市政の基本方針である「住み慣れた地域で生き、看取られる、暮らし・福祉・医療の展開」に沿って健康寿命の延伸を図るため、様々な予防施策に取り組んだこともあって、確実に健康寿命が伸びています（東京都保健所長方式※による）。一方で、後期高齢者※を中心に「フレイル※」の方の増加や認知症高齢者の増加、介護人材の不足など高齢者数の増加に伴う課題や、「8050問題」と言われているひきこもりの潜在化、地域コミュニティの希薄化、「令和元年東日本台風」の上陸により市民8,600名以上が避難所へ避難したことに見られる、年々高まる災害へのリスクなど、行政だけでは対応が困難な多様で複合的な課題が顕在化してきています。

このため、地域において誰でも安心して生活していけるよう、今後急激な増加が予測されている高齢化の他、様々な課題への対策として、重点的に取り組むべき施策についての基本的な方向性を示すものとして「第4期日野市地域福祉計画」を策定します。

第2節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年です。

ただし、社会情勢の変化や高齢化の状況、法改正の動向、本計画と現状とのギャップ等に応じ、必要な見直しを行います。

第3節 計画の位置付け

（1）地域福祉計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」で、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

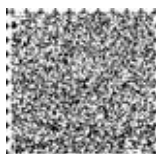
国の地域福祉計画の策定に関するガイドラインでは、福祉分野の上位計画として各個別計画と調和をとることが求められています。

このため、本計画は、福祉分野の各個別計画で示されている取り組みの内容等の中

※ 【東京都保健所長方式】：65歳以上の人が何らかの障害のために要支援・要介護認定を受ける平均年齢をいい、65歳平均自立期間（日常生活を自立して暮らせる平均生存期間）に65を足して年齢としてあらわすものである。 $65\text{歳健康寿命} = 65(\text{歳}) + 65\text{歳平均自立期間}(\text{年})$

※ 【後期高齢者】：75歳以上の方のこと。なお、65歳から74歳までの方を前期高齢者という。

※ 【フレイル】：加齢に伴い心身の活力が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態。



で、共通して取り組むべき内容を施策の柱に据え、福祉分野以外の「第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）」、「日野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「日野市SDGs※未来都市計画」、「日野市まちづくりマスタープラン」、「日野市住宅マスタープラン」等とも整合を図り将来を見据えた計画とします。

（２）地域福祉計画に盛り込む事項

本計画においては、社会福祉法で規定されている、次の5つの事項の取り組みも推進しつつ、本市の状況に沿った施策の展開を行うものとします。（第5章資料編参照）

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
（社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

これら事項のうち、地域福祉の増進をより効果的なものとするため、「各福祉分野に共通する事項を共通の施策として示すこと」、及び「住民を中心に包括的な支援体制の構築に関すること」について重点的に取り組んでいきます。なお、子ども（児童福祉）、高齢者福祉、障害者福祉等の分野ごとの各施策については、各個別計画に詳細は委ねるものとします。

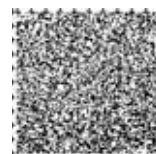
（３）関連計画との関係

本計画は、第5次日野市基本構想・基本計画の分野別計画として位置付けられるもので、本市の将来像「ともに創ろう 心つながる 夢のまち 日野 ～水とみどりを受けつごう～」の実現に資する福祉政策の基本指針となるものです。

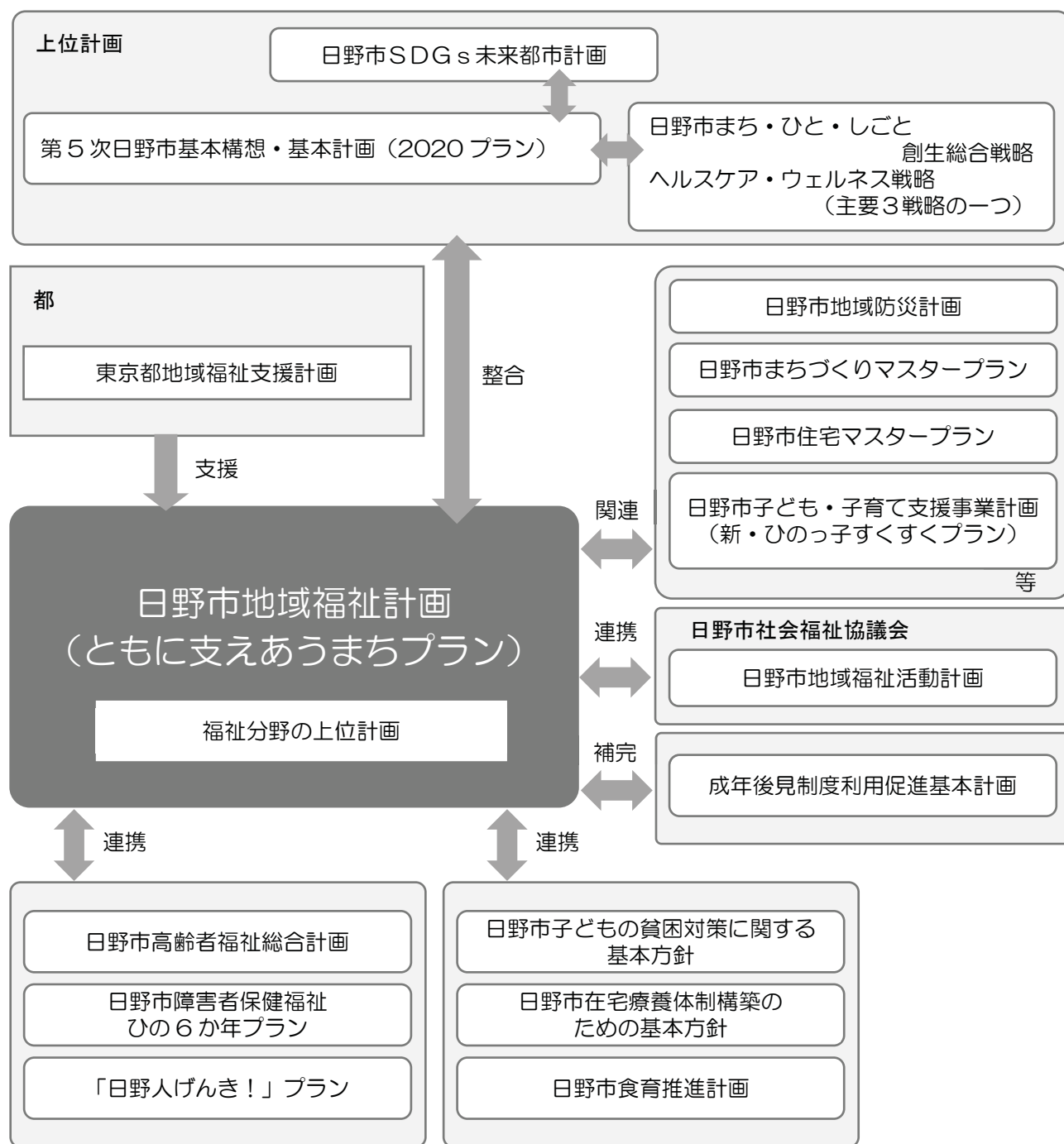
また、地域福祉を一体的に推進する観点から、高齢者福祉、障害者福祉、健康・医療等の分野別計画の上位に位置付け、共通する取り組みを俯瞰する福祉の基本計画とします。

さらに、防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野と連携を図ります。

※ 【SDGs】：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）のこと。経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指す国際目標であり、平成27年（2015年）9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられている。全ての国々、人々を対象としており、令和12年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されている。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められている。



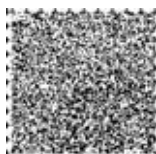
[位置付け図]



(4) 地域福祉活動計画との関係

日野市社会福祉協議会は、市のパートナーとして「日野市地域福祉活動計画」を策定し、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等とも連携しながら、総合的かつ計画的に市民主体の地域福祉の推進に取り組んでいます。

本計画と日野市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは、地域福祉を進める上での車の両輪として、理念と課題を共有しながら、その取り組みにおいて相互に補完・連携を図ります。



(5) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

高齢化の進展に伴って、認知症の高齢者が年々増加傾向にあることや、障害のある子どもを抱える親世代の高齢化が社会問題化してきています。

認知症、知的障害その他精神上の障害があることにより、財産の管理又は日常生活に支障がある方を地域社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、地域共生社会の実現につながっていきます。そのためには、見守りネットワーク事業、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用、成年後見制度の利用といった地域の権利擁護支援の仕組みを総合的に捉え、その人に最もふさわしい支援を行う必要があります。

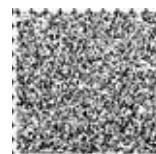
しかし、それら権利擁護支援の仕組みの一つである成年後見制度は多くの方に知られておらず、十分に利用されていない状況にあります。

そこで国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条において、市町村がその区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めると定めました。

現在、成年後見制度の周知広報・相談・利用等については、福祉政策課・障害福祉課・高齢福祉課、市内に 9 か所ある地域包括支援センター、社会福祉協議会が設置する「権利擁護センター日野」、近隣 4 市（調布市、狛江市、多摩市、稲城市）と共同運営している「多摩南部成年後見センター（以下「センター」という）」で行っています。今後、センターを活用している 5 市が協働してセンターの体制整備を進めていくことが、地域の成年後見制度の利用促進につながると考えられるため、「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市 成年後見制度利用促進基本計画」（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）をセンターの事業計画と合わせて策定することとしました。

また、「成年後見制度利用促進基本計画」では、基本目標ごとに「施策」と「取り組みの方向性」及び「具体的取り組み例」を示して、各市が推進主体となって任意に取り組むとされております。そのため本計画では、これらの取り組みの必要性を精査して、本計画に取り込むものとします。

なお、各市独自の取り組みについては、各市の状況によって施策が異なるため、本市においては、本計画の目標の柱の 1 つに当該成年後見制度利用促進に関する施策を位置付け「成年後見制度利用促進基本計画」を補完するものとします。



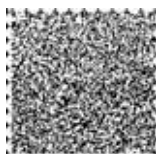
第4節 エリア（圏域）の考え方

第1期日野市地域福祉計画より、市では、地域福祉活動を実践していくための単位を中学校区と位置付けて「ふくし住区※」と定め、展開してきました。市では、面積や人口分布に応じて中学校区を参考に地域包括支援センターを配置し、中学校区ごとに地域内の交流の場である地域懇談会等を開催しています。

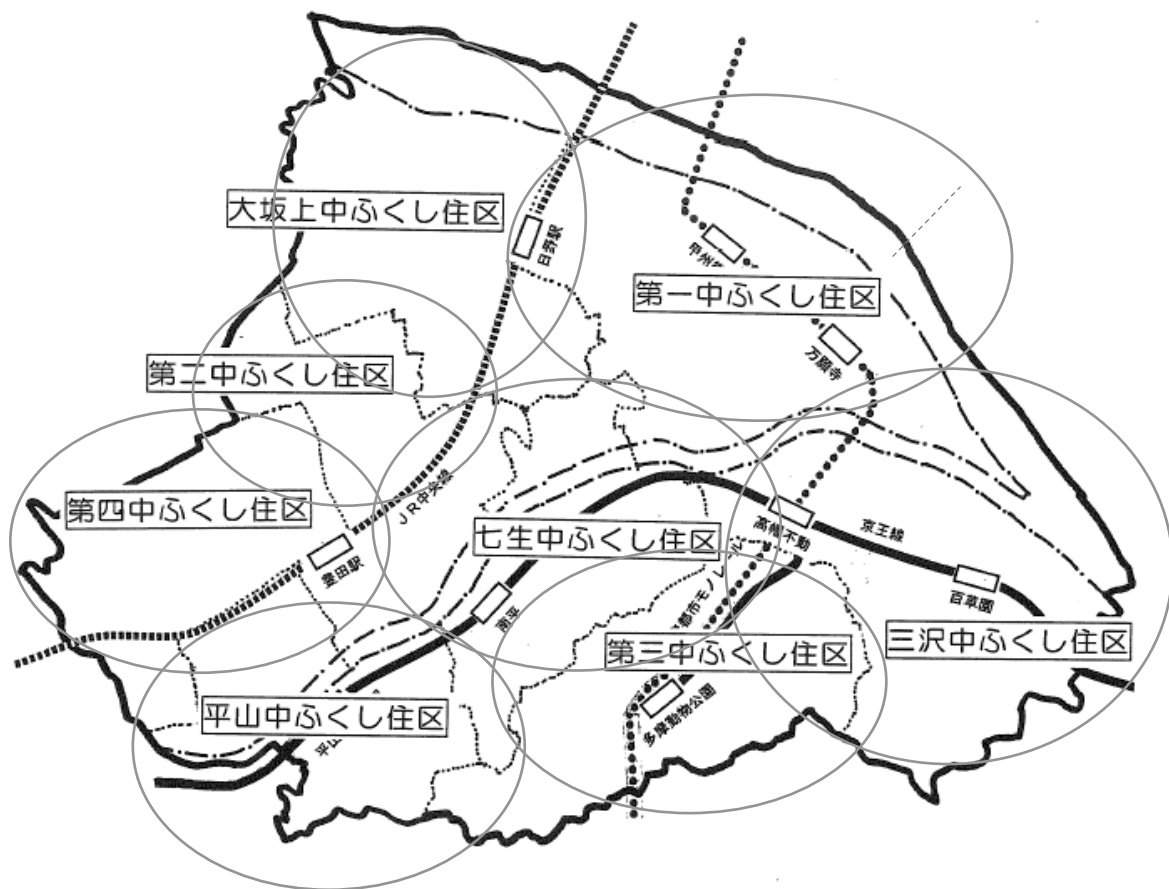
既存の地域福祉活動を実践していくための単位を学校教育における学区域とすることで、地域住民に比較的浸透しやすく、また、どの地域に居住していても徒歩で行き来ができる範囲で、自治会の行事や公共の事業でも最も活用される単位であることから、本計画でも引き続き中学校区を「ふくし住区」として圏域を設定し、課題分析、福祉サービス、専門職による支援など機能に応じて、地域を重層的な視点で捉えて事業展開を図ります。



※ 【ふくし住区】：市内を面積や人口区分に応じて8区域に分けたエリアで、地域包括ケアシステム、地域懇談会やアクションプラン実行委員会、まちづくりマスタープランでも活用しているエリアです。自宅から歩いていける地域住民に身近な範囲で、地域包括支援センターも同規模のエリア設定をしています。複数のふくし住区を1つのエリアと捉えて事業展開を行うこともあります。

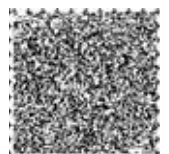
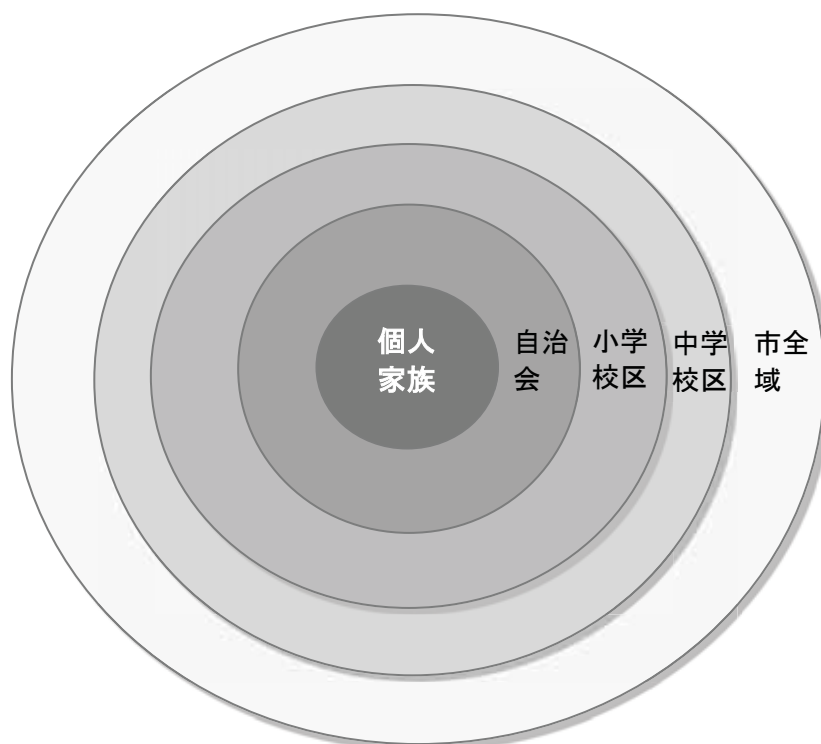


■ ふくし住区のイメージ



■ 重層的な視点のイメージ

課題分析の区域分けや福祉サービスの種類などに応じてエリアを使い分け、効率的な事業展開を図ります。





日野市の現状と課題

第1節 地域福祉に関する日野市の現状

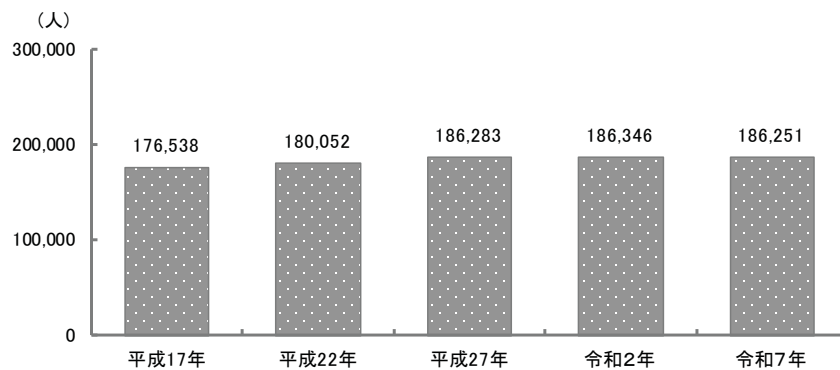
(1) 日野市をとりまく人とまちの状況

① 日野市の人口・世帯の状況

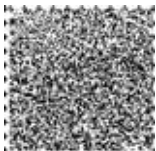
・ 人口の推移と推計

日野市の人口は令和2年（2020年）1月1日現在で186,346人（外国人を含む）となっています。今後も同水準が維持されるとみられ、令和7年（2025年）には186,251人と推計されます。

人口の推移と推計

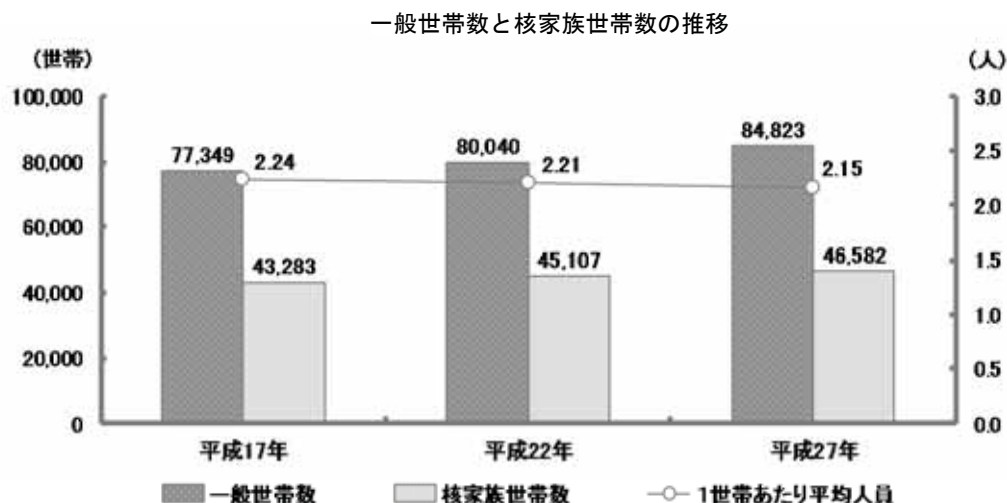


資料：〔推移〕総務省統計局「国勢調査」、〔推計〕第3期日野市高齢者福祉総合計画
注）令和2年は日野市市民窓口課「住民基本台帳」（1月1日現在）



・ 一般世帯数と核家族世帯数の推移

核家族世帯数は年々増加しており、平成27年（2015年）で46,582世帯となっています。また、1世帯あたり平均人員は年々減少しており、平成27年（2015年）で2.15人となっています。

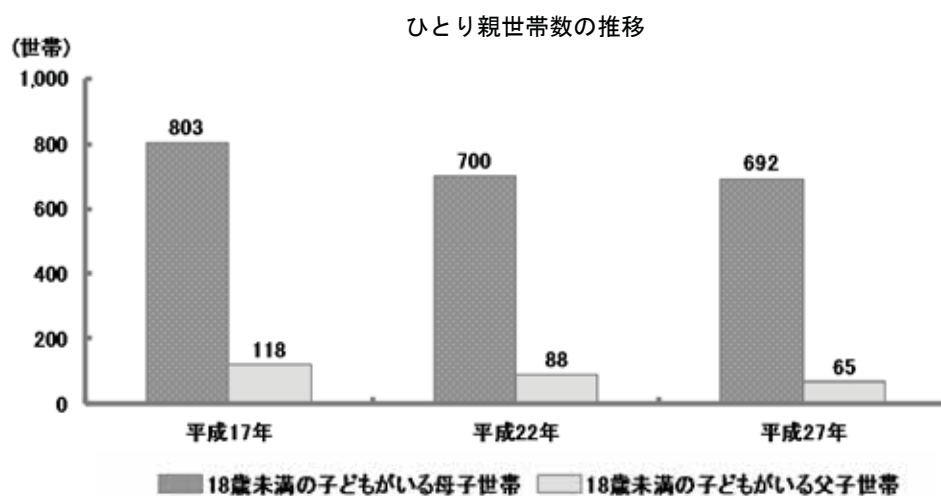


資料：国勢調査

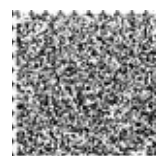
※核家族：夫婦のみ、もしくは夫婦（ひとり親含む）と未婚の子のみの世帯

・ ひとり親世帯数の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増減を繰り返しており、平成27年（2015年）で692世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は減少傾向にあり平成27年（2015年）で65世帯となっています。



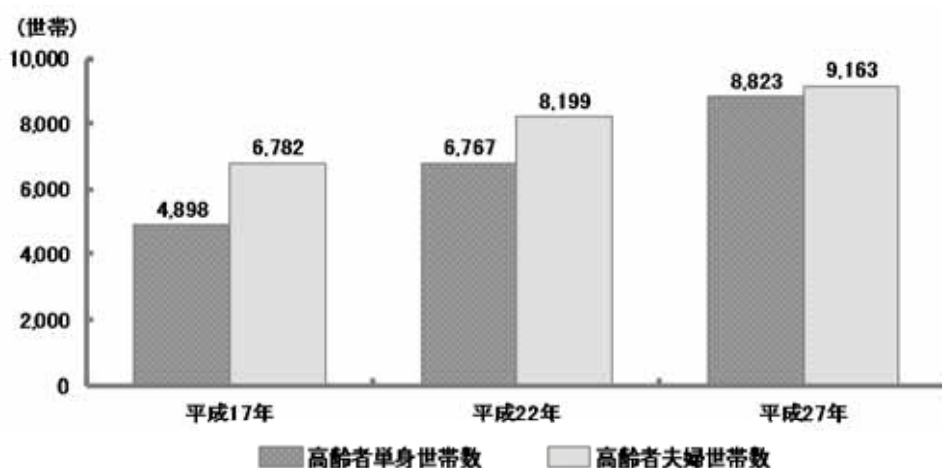
資料：国勢調査



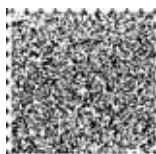
・ 高齢者単身世帯数と高齢者夫婦世帯数の推移

高齢者単身世帯数（65歳以上の者一人のみの一般世帯数）、高齢者夫婦世帯数（夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯数）はともに年々増加しており、高齢者単身世帯数は平成27年（2015年）で平成17年（2005年）の約2倍の8,823世帯、高齢者夫婦世帯数は約1.4倍の9,163世帯となっています。

高齢者単身世帯数と高齢者夫婦世帯数の推移



資料：国勢調査

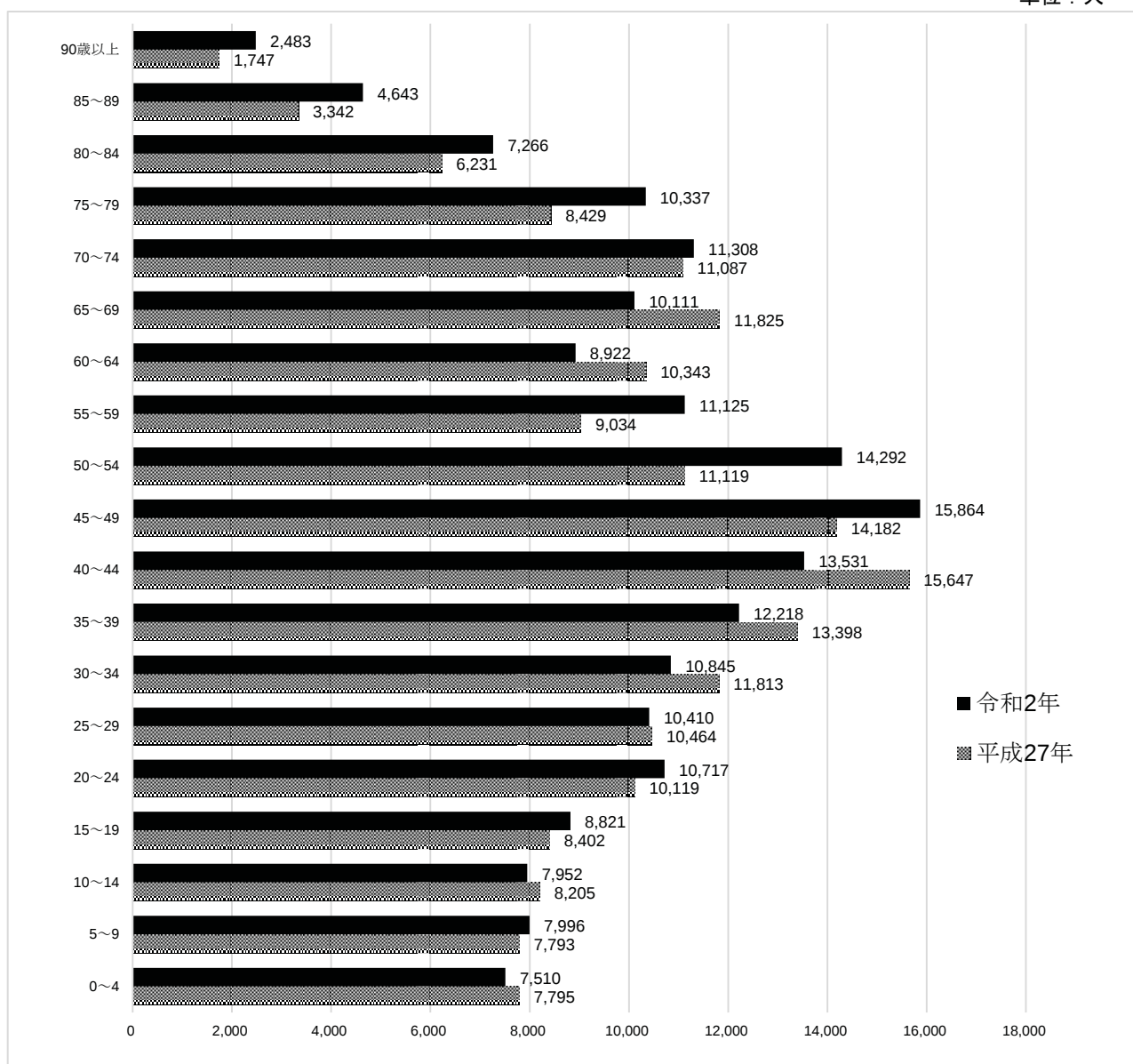


・ 年齢階級別人口の比較

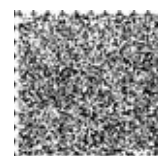
令和2年（2020年）1月1日現在の年齢階級別人口ピラミッドをみると、昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）生まれの第二次ベビーブームを含む40歳代後半が最も多くなっています。また、平成27年（2015年）との比較では、75歳以上の後期高齢者数が増加する一方で、10歳代前半と0歳から4歳までの年少人口が微減傾向にあることがわかります。

年齢階級別人口（平成27年（2015年）と令和2年（2020年）の比較）

単位：人

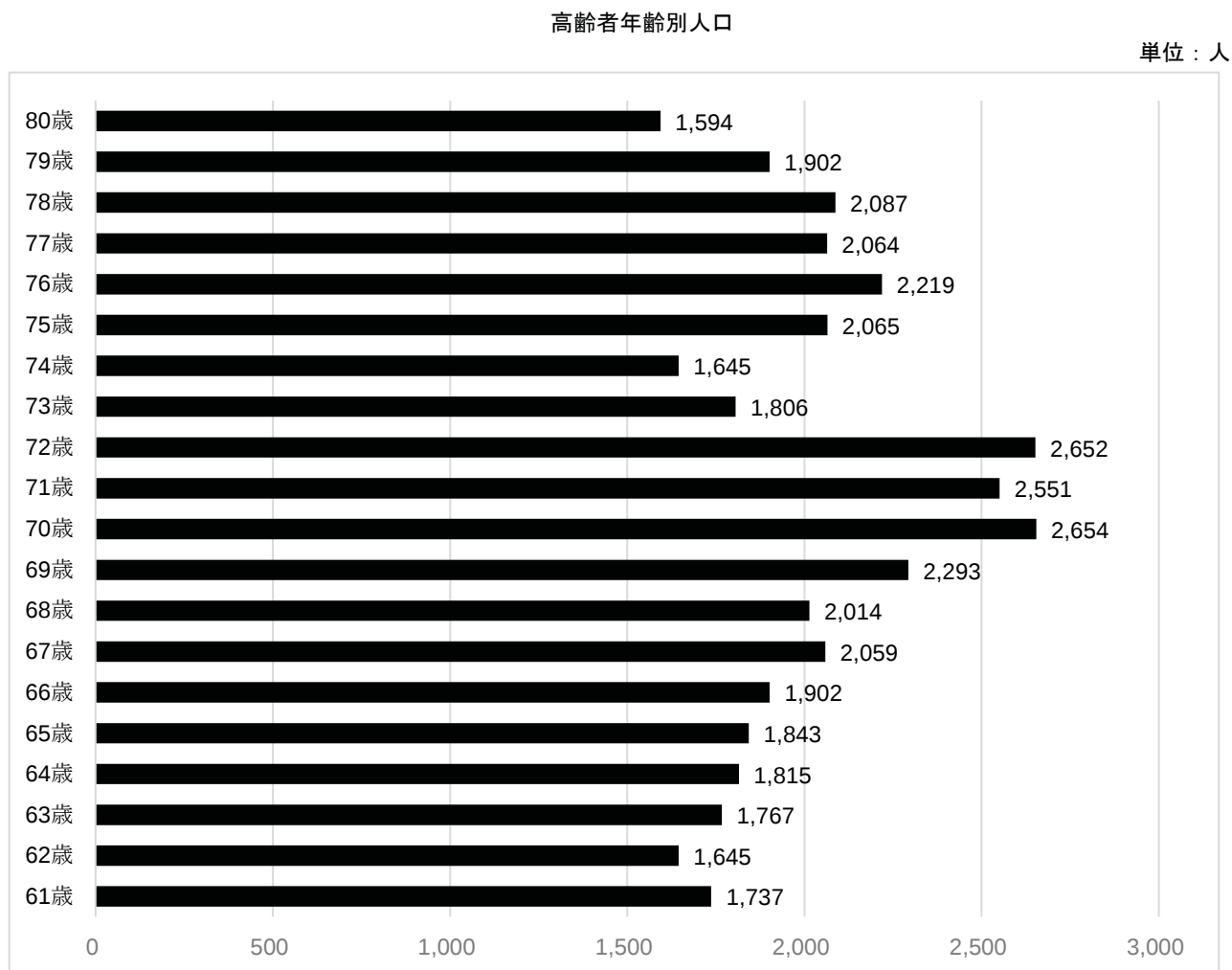


資料：日野市市民窓口課「住民基本台帳」（各年1月1日現在）

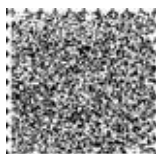


・ 高齢者年齢別人口

令和2年（2020年）1月1日現在の高齢者年齢別人口ピラミッドをみると、70歳から72歳までの人口が顕著に多くなっています（団塊の世代）。3年後には、後期高齢者が急増し、その期間が数年続きます。その後は微減しますが、依然高い水準の人口となっています。

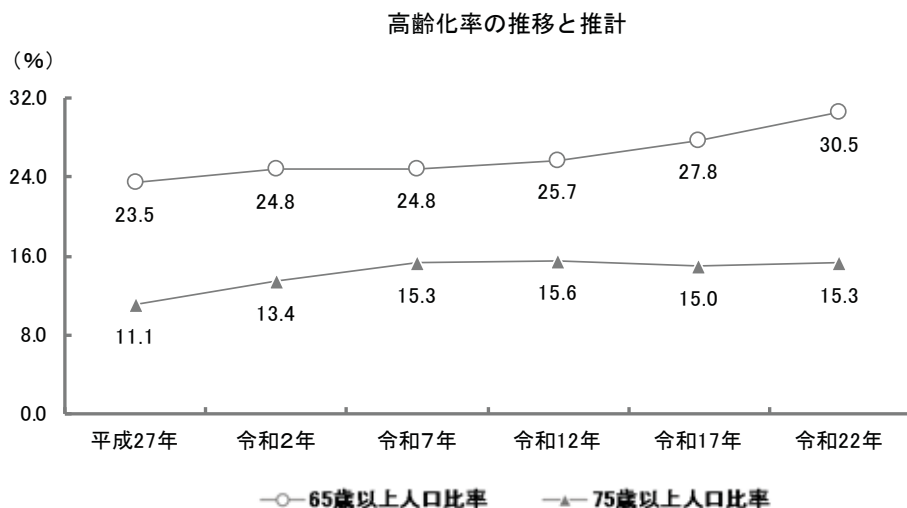


資料：日野市市民窓口課「住民基本台帳」（令和2年1月1日現在）



・ 高齢化率の推移と推計

日野市の高齢者人口は今後も増加していくと予想されます。65歳以上の人口比率（高齢化率）も今後ますます高くなり、令和22年（2040年）には30%を超える見込みです。



資料：〔推計〕東京都総務局統計部統計調査課
注）平成27年国勢調査結果を基準人口として算出

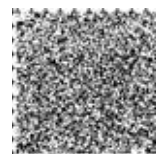
② 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成10年（1998年）から平成15年（2003年）にかけて減少していましたが、その後年々増加し、平成30年（2018年）にまた減少して、1.36となっています。全国、東京都と比較すると、東京都より高く、全国より低い値で推移しています。

合計特殊出生率の推移

	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度	平成 30年度
日野市	1.31	1.21	1.27	1.38	1.36
東京都	1.05	1.00	1.09	1.13	1.20
全国	1.38	1.29	1.37	1.43	1.42

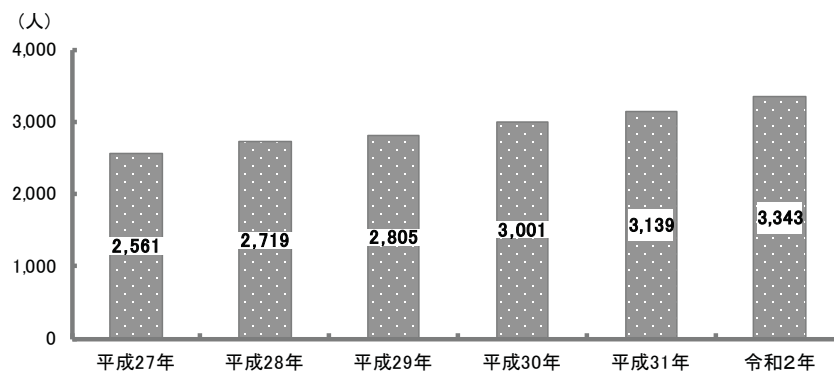
資料：人口動態統計（東京都福祉保健局）



③ 外国人住民数の推移

外国人住民数は増加傾向にあり、令和2年(2020年)で3,343人となっています。

外国人住民数の推移



資料：日野市HP（各年1月1日現在）

《ポイント》（人口について）

依然として高齢者人口は増加しており、その中でも後期高齢者の比率がピークを迎える目前となっています。また、介護等のリスクが高まる後期高齢者が高齢者の半数を占めています。後期高齢者の急増に備えた準備が必要です。

④ 要支援・要介護認定者の状況

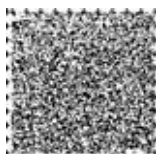
要支援・要介護認定者数は、高齢者の増加に伴って毎年増加しています。今後も後期高齢者が増加することに伴い、要支援・要介護認定者数も増加していく見込みです。

要支援・要介護認定者数の推移

単位：人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
要支援1	1,639	1,606	1,540	1,681	1,768
要支援2	1,108	1,191	1,197	1,356	1,378
要介護1	1,313	1,383	1,450	1,479	1,556
要介護2	1,316	1,395	1,416	1,460	1,465
要介護3	898	971	993	1,058	1,134
要介護4	790	810	871	856	929
要介護5	777	750	786	758	800
合計	7,841	8,106	8,253	8,648	9,030

資料：日野市高齢福祉課（各年度末現在）



⑤ 障害者（児）の状況

ア 身体障害者の状況

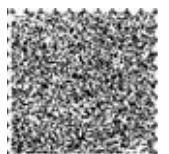
身体障害の程度は1級が最も多く、次いで4級が多くなっています。手帳保持者数については、横ばいとなっています。

等級別身体障害者手帳保持者数

単位：人

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 級	実数	1, 527	1, 548	1, 549	1, 572	1, 589
	うち 18 歳未満	76	81	65	66	71
2 級	実数	900	896	904	900	911
	うち 18 歳未満	53	51	46	43	46
3 級	実数	1, 133	1, 114	1, 127	1, 105	1, 086
	うち 18 歳未満	34	29	35	30	29
4 級	実数	1, 437	1, 440	1, 433	1, 441	1, 426
	うち 18 歳未満	20	18	18	20	19
5 級	実数	322	308	309	306	301
	うち 18 歳未満	7	7	7	6	5
6 級	実数	347	339	344	344	351
	うち 18 歳未満	15	14	19	18	18
合計	実数	5, 666	5, 645	5, 666	5, 668	5, 664
	うち 18 歳未満	205	200	190	183	188

資料：日野市障害福祉課（各年度末現在）



イ 知的障害者の状況（愛の手帳保持者数）

知的障害の程度は、4度（軽度）が最も多くなっています。手帳保持者数については、微増傾向にあります。

程度別 愛の手帳保持者数

単位：人

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 度 (最重度)	実数	43	48	46	50	50
	うち 18 歳未満	9	13	11	13	12
2 度 (重度)	実数	265	274	287	294	302
	うち 18 歳未満	70	71	73	75	80
3 度 (中度)	実数	267	276	278	282	284
	うち 18 歳未満	79	82	82	87	82
4 度 (軽度)	実数	532	564	594	627	659
	うち 18 歳未満	188	192	205	214	215
合計	実数	1,107	1,162	1,205	1,253	1,295
	うち 18 歳未満	346	358	371	389	389

資料：日野市障害福祉課（各年度末現在）

ウ 精神障害者の状況

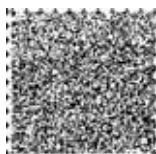
自立支援医療（精神通院）は、精神疾患のため通院による治療を受ける場合の、医療費の継続的な負担の軽減を図る制度です。障害の程度は、各級とも増加傾向がみられます。

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）交付数

単位：人

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
等級	1 級	41	36	50	46	63
	2 級	281	265	384	391	428
	3 級	246	278	271	333	333
	総数	568	579	705	770	824
自立支援医療受給者証		3, 075	3, 037	3, 177	3, 513	3, 931
(精神通院) 交付数						

資料：日野市障害福祉課（各年度末現在）



エ 難病の状況

難病福祉手当は難病医療費助成制度とは別につくられた、日野市の独自制度です。認定難病の増加に伴い、受給者数は年々増加傾向にあります。

難病福祉手当受給者数

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
難病福祉手当受給者	597	600	620	645	667

資料：日野市障害福祉課（各年度末現在）

⑥ 生活保護世帯、人員の推移

生活保護世帯数・人員及び保護率は増加傾向にあります。平成26年（2014年）7月より、「生活保護法」の一部改正により、就労自立給付金が創設され就労による自立の促進が図られました。また、平成27年度（2015年度）より、「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化が図られました。

生活保護世帯・人員の推移

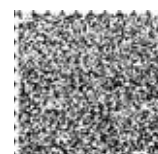
単位：世帯・人

	総数		被保護		保護率（千対）	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯	人員
平成 26 年	84,123	182,672	1,633	2,185	19.8	12.0
平成 27 年	85,772	184,892	1,700	2,258	19.8	12.2
平成 28 年	86,243	183,524	1,791	2,370	20.8	12.9
平成 29 年	87,199	184,347	1,882	2,480	21.6	13.5
平成 30 年	88,247	185,257	1,963	2,530	22.2	13.7

資料：日野市生活福祉課（各年 7 月 1 日現在）

《ポイント》（支援が必要な人について）

要支援・要介護認定者・各種障害者・生活保護受給者等、支援を必要としている人達の数増加傾向にあります。特に高齢者・精神障害者・難病の方の増加が著しく、支援体制の拡充が求められます。



⑦ 福祉の市内相談窓口の状況

日野市セーフティネットコールセンターに寄せられた相談内容は、生活困窮者自立支援が平成30年（2018年）で1,421件となっており、平成27年（2015年）に比べ増加傾向にあります。

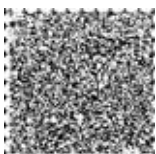
また、生活保護についての申請件数は平成30年（2018年）で312件となっており、平成27年（2015年）以降微増となっています。

生活困窮者自立支援等相談状況

※延べ件数 単位：件

相談内容		H27	H28	H29	H30	R 元
相談件数合計		5,180	4,810	4,559	5,325	2,372
自立支援		777	936	911	1421	655
初回相談のおもな内容	経済的困窮					
	病気、精神疾患・メンタル課題					
	家族関係・家族問題					
	障害（手帳あり）、障害の疑い					
	多重債務					
	住まいの不安定					
	中卒・高校中退					
	子どもの不登校					
	子どもの学習支援・進学					
	介護のこと					
	高齢を理由とした課題					
	就職定着・就職活動困難					
就労		30	24	21	37	14
住居確保		246	55	70	89	36
精神自立相談：H28.4～事業開始		—	64	58	24	10
家計改善支援：H28.11～事業開始		—	17	118	194	97
ひとり親（離婚前相談含む）		1,887	1,924	1,583	1,906	885
受験生チャレンジ支援		1,966	1,616	1,689	1,597	592
被害者支援		5	11	7	2	23
自殺対策		10	4	0	0	3
ひきこもり		19	19	18	27	33
高齢者免許：H27 年度事業終了		37	5	12	0	0
その他（よろず相談）		203	135	72	28	24

資料：日野市セーフティネットコールセンター（各年度末現在、ただし令和元年度は8月末まで）



生活保護相談状況

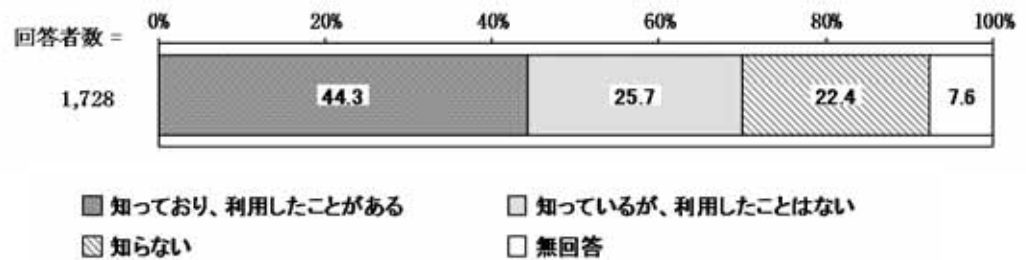
単位：件

	相談件数(延べ件数)	申請件数
平成 27 年度	938	262
平成 28 年度	1,087	295
平成 29 年度	913	293
平成 30 年度	978	312

資料：日野市セーフティネットコールセンター（各年度末現在）

⑧ 地域包括支援センターの周知度

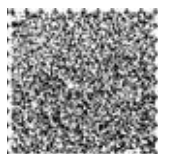
「知っており、利用したことがある」の割合が最も高く44.3%、次いで「知っているが、利用したことはない」の割合が25.7%、「知らない」の割合が22.4%となっています。



資料：第3期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査

《ポイント》（相談について）

福祉の初期総合相談窓口については開設以後相談件数が増加しており、相談内容も経済的困窮や病気、家族問題をはじめ多様化・複合化してきています。潜在的なニーズや今後の高齢化の進展を考慮すると、地域ごとの総合的な相談の出来る機能と包括的な支援体制が求められます。



⑨ 日常生活自立度※Ⅱ以上の高齢者数

日常生活を送るために支援が必要な自立度Ⅱ以上の高齢者が年々増加しています。

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人数	4,067	4,151	4,345	4,510	4,660

資料：日野市高齢福祉課（各年度末現在）

⑩ 成年後見制度に関する相談件数

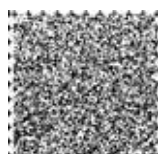
成年後見制度に関する相談件数は年々増加傾向にあり、平成 30 年度（2018 年度）は減少しております。今後、日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者の増加に伴う相談件数の増加が見込まれます。

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域包括支援センター及び市役所	405	356	382	433	357
権利擁護センター日野	171	248	254	250	122

資料：日野市・日野市社会福祉協議会（各年度末現在）

※ 【日常生活自立度】：認知症や障害のある高齢者が、どれだけ独力で日々の生活を送ることができるのか、その程度をレベル分けした基準値です。認知症高齢者は 7 段階（Ⅰ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、M）、に分類されています。Ⅰ）何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している状態、Ⅱa）日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態、Ⅱb）日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られても、誰かが注意していれば自立できる状態、Ⅲa）日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが日中を中心に見られ、介護を必要とする状態、Ⅲb）日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間を中心に見られ、介護を必要とする状態、Ⅳ）日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態、M）著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態



⑪ 成年後見関係事件の申立件数

日野市の成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向にあり、平成 30 年（2018 年）は減少しております。今後、日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者の増加に伴う申立件数の増加が見込まれます。

※東京家庭裁判所では平成 27 年（2015 年）より集計を開始 単位：件

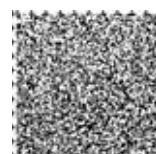
【日野市】	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
合計	58	59	69	59
（うち後見）	48	46	63	42
（うち保佐）	7	9	4	11
（うち補助）	2	3	0	3
（うち任意）	1	1	2	3

資料：「区市町村別成年後見制度の申立件数等について（東京家庭裁判所提供）」

本資料は、東京家庭裁判所に対して各年 1 月から 12 月までに申立てのあった成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の件数を集計したものであるが、その数値は概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

申立て時の類型を基準に集計したものであり、申立て後に類型変更の申立てがなされ、申立て時とは異なる類型で開始がなされていても、申立て時の類型のみが反映され、変更後の類型は反映されていない。

①複数の申立人から同一類型の申立てが別になされたり、②後見開始事件が申立てられた後、その開始前に同一の本人に対し任意後見監督人選任事件の申立てがなされるなど、同一の本人に対して複数の申立てがなされている場合には、そのいずれも計上している。また、開始後の類型変更の申立てについても計上している（例えば、前年に保佐開始を受けた本人について、当年に後見開始の申立てがあった場合には、本資料には後見開始事件が計上されることになる。）



⑫ 成年後見人等と本人との関係別件数

成年後見人等と本人との関係は、平成 30 年（2018 年）は親族後見人 15 件、専門職 44 件、市民後見人 2 件、その他法人後見 10 件となっており、法人後見の割合が年々増加しております。

※東京家庭裁判所では平成 27 年（2015 年）より集計を開始 単位：件

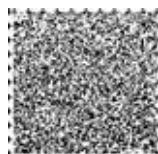
【日野市】		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
親族後見人	配偶者	3	3	1	0
	親	2	0	1	1
	子	6	11	9	9
	兄弟姉妹	3	5	2	3
	その他親族	9	2	1	2
専門職	弁護士	14	11	10	22
	司法書士	11	24	23	15
	社会福祉士	4	4	7	4
	税理士	0	0	1	0
	行政書士	3	1	2	3
	精神保健福祉士	0	0	0	0
個人	市民後見人	2	0	1	2
	その他個人	0	1	1	0
法人	社会福祉協議会	0	0	1	0
	その他法人	1	4	8	10

資料：「区市町村別成年後見制度の申立件数等について（東京家庭裁判所提供）」

本資料は、東京家庭裁判所において各年 1 月から 12 月までに後見開始、保佐開始及び補助開始事件で開始の審判がなされた事件を対象に、開始時に選任された後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）と本人との関係を類型別に集計したものであるが、その数値は概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

本資料は開始時に選任された後見人等を基準として集計したものであり、本人の死亡等により管理が終了しているものも含まれている。また、上記の基準によるため、開始後の後見人等の変動（辞任、死亡、解任、追加選任）は反映されておらず、開始後に類型変更の申立てがなされ、開始時とは異なる類型で管理している場合も、開始時の類型の後見人等のみが反映され、変更後の類型は反映されていない。

1 件の開始の審判にあたり、複数の後見人等が選任されている場合には、複数の「関係別」に計上している。
その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。



市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※2）。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

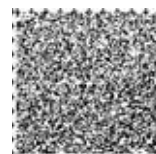
※2 市民後見人の定義は、最高裁家庭局における集計の便宜上の定義である。

《ポイント》（「成年後見制度」について）

認知症や知的障害・精神障害で支援が必要な方が安心して暮らしていくためには、支援体制の充実が必要であり、「成年後見制度」はその有効な手段の一つと言えます。

「成年後見制度」は、以前は抑制的な利用をされていましたが、近年は経済的な虐待防止や本人の意思の尊重の観点から積極的な利用に変わってきています。今後、高齢化に伴う認知症の方の増加が予想され、制度の周知と相談支援体制づくりの推進が求められます。

また、複雑な課題を抱える方の増加に伴い、専門的知識に基づいた支援を行うための関係機関同士の連携強化や組織的・継続的に支援を行うことのできる「法人後見」の充実を図っていくことも必要となります。



⑬ 避難行動要支援者※の状況

避難行動要支援者の名簿提供同意数は平成28年度（2016年度）から平成29年度（2017年度）にかけて増加し、その後減少して1,704となっています。

避難行動要支援者数の状況（平成27年度中より事業開始）

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者	4,175	4,415	4,024
（うち名簿提供同意数）	2,179	2,613	1,704

資料：日野市高齢福祉課（各年度末現在）

※なお、令和元年度より対象者の中に施設入所者を含む予定。

⑭ 避難行動要支援者名簿提供団体の状況

避難行動要支援者名簿提供団体数は微増傾向にあり、平成30年度（2018年度）に18団体となっています。

避難行動要支援者名簿提供団体数の状況

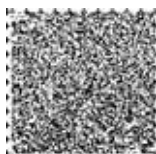
※平成27年度中より事業開始 単位：団体

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
団体数	10	16	16	18

資料：日野市防災安全課（各年度末現在）

※ 【避難行動要支援者】：対象要件は①介護保険法における要介護度3以上の方。②身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が身体障害1・2級の方、ただし肢体不自由は3級以上の方（内部障害を除く）。③愛の手帳の交付を受けている方。④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1・2級の方。⑤障害者総合支援法に定める難病等で、障害福祉サービスの支給決定を受けている方。⑥その他、民生委員・児童委員等の日頃の見守り活動を通じて支援を必要とするひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の高齢者で「登録申請書」を市に提出した方。

同意・不同意は災害時に支援者となり得る関係機関に提供して良いかどうかの回答。



⑮ 福祉避難所の状況

福祉避難所数は平成30年度（2018年度）で高齢施設が14、障害施設が7となっています。

福祉避難所数の状況

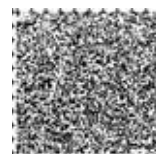
単位：か所

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高齢施設数	13	13	14	14	14
障害施設数	2	6	7	7	7

資料：日野市防災安全課（各年度末現在）

《ポイント》（防災について）

高齢化に伴い、避難行動要支援者も増加しています。災害時の迅速な避難には、防災に関する正しい知識と日頃の準備（自助）、適切な災害情報の提供と誘導・移動支援（共助・公助）が必要です。



(2) 日野市における地域活動の状況

① 自治会の状況

加入率は年々減少し、平成30年度（2018年度）には45.1%となっています。地域によっては、加入率が高い地域もあり、回覧板などによる情報は回りますが、加入率が高い地域がすべて活発な地域活動を行っているとは言えません。

自治会数と加入率の推移

単位：団体・率

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
自治会数	240	242	243	240	238
加入率	49.4%	48.1%	47.0%	45.9%	45.1%

資料：日野市地域協働課（各年度4月1日現在）

② 老人クラブの状況

老人クラブ数は平成30年度（2018年度）で48となっており、健康で生きがいのある暮らしに向けた各種地域活動を通じた仲間づくりなどを推進しています。近年高齢者人口が増加していますが、一方で会員数は年々減少しています。

老人クラブ数・会員数の推移

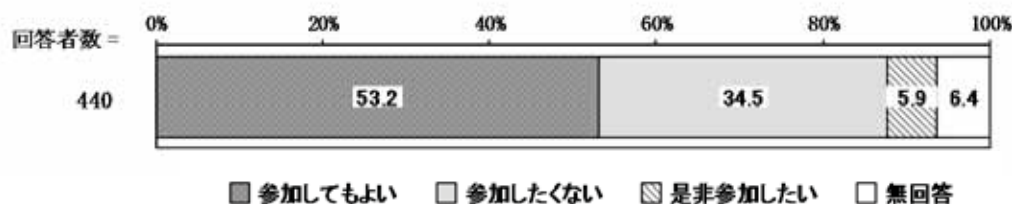
単位：団体・人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
クラブ数	50	50	48	48	48
会員数	4,039	3,890	3,786	3,673	3,527

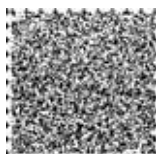
資料：日野市高齢福祉課（各年度4月1日現在）

③ 地域活動への参加意向

「参加してもよい」の割合が最も高く53.2%、次いで「参加したくない」の割合が34.5%となっています。



資料：第3期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査



《ポイント》（地域活動について）

日野市の自治会や老人クラブは微減傾向にあり、各種地域団体毎に様々な取り組みをしていますが、新規に加入する人が減少しています。地域での福祉・防災の為に地域活動に興味がある人達へのアプローチと、それ以外の人達に対してもより魅力的な地域活動の企画・広報等を行い、運営に携わる人の負担軽減が必要となっています。

また、民間の活力や創意工夫を活かすため、地域のNPOや企業が行う社会貢献活動との協働・連携や、それらの活動への行政による支援・コーディネートが求められています。

さらに、地域住民が地域活動を気軽に行える環境づくりは、地域住民の社会参加につながり、特に障害者や一人暮らしの高齢者のフレイル予防の第一歩となるため、行政による積極的な関与が求められます。

コラム

みんなでつくるぷらっと南平協議会の取り組み

（子どもの居場所づくり「希望のとびら」）

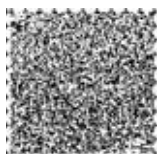


子どもの居場所づくりとして地域みなみだいら交流会「希望のとびら」を、毎月二回（第二・四水曜日十六時～十九時）に新川辺地区センターで実施しています。（平成三十年八月までは木曜日に実施していました。）実践女子大学と中央大学の学生から協力を得て、開始からすでに二十回以上実施して、参加者は延べ二百人以上にのびります。

この交流会は、子ども達が自主的に参加して交流しながら自由に遊んだり勉強したりして、のびのびでできる環境をつくりたいという思いから始めた活動です。

主催者としても子どもの居場所づくりを実施して本当に良かったと思っています。この「子どもの居場所づくり」は、子どもが参加しているお母さん方と、南平五丁目住民の皆さんにも協力をいただき、地域の人々との交流の場にもなっています。

ぷらっと南平だより 第3号より抜粋



第2節 第3期地域福祉計画から見えてきた課題

第3期日野市地域福祉計画では、「誰もがその人らしく生きることができ、一人ひとりが地域を支え、地域が一人ひとりを支える」という基本理念のもと、3つのアクションプランを実施しました。取り組みにより見えてきた課題は下記のとおりです。

(1) セーフティネットプログラム（福祉の初期総合相談窓口）

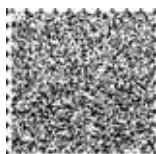
《取り組みから見えてきた課題》

- ・相談内容が複雑で多岐に渡るケースが多く、相談窓口では今までの分野ごとの支援体制を超えた高度なコーディネート機能が求められている。
- ・窓口に来た時点で生活困窮度が重症化しているケースが多く、早期に支援体制をとれない原因として自ら支援を求めることが難しい潜在的な相談者の把握が困難であることが挙げられ、これらの方が気軽に相談できる体制構築が必要である。
- ・一般就労が難しい人への支援策（就労準備・訓練等）が十分ではない。

(2) 情報発信プログラム

《取り組みから見えてきた課題》

- ・各地で災害が頻繁に発生している中、災害時に支援を必要とする要配慮者への情報伝達体制づくりの更なる推進が必要である。
- ・情報弱者となる高齢者や障害者に対して、市が制定した「障害者差別解消推進条例」に基づいた情報の受け手となる方の状況に合った合理的配慮が必要である。



(3) 地域福祉いきいき活動プログラム

《取り組みから見えてきた課題》

- ・地域福祉活動の担い手となる人材の確保と育成、それらの方々の活動拠点の確保が必要である。
- ・地域にある様々なネットワークから「福祉の初期総合相談」につなげることができる仕組みづくりの構築が必要である。
- ・地域福祉活動を継続するためには、活動に参加する人を増やす等により、活動を担う人の負担を少なくする必要がある。

第3節 地域福祉に関する日野市の重点課題

前述の「ポイント」及び「課題」はどの項目も解決していかなければならない課題ですが、その中でも市民の命を守る行動や、今後団塊世代が後期高齢者になり始める令和4年（2022年）までの3年間の間に集中的に取り組むべき課題については、重点課題として位置付けて施策の組み立てや予算配分等で優先的に取り扱います。

《重点課題1 地域での総合相談窓口機能の整備》

《重点課題2 福祉人材の確保・育成・定着》

《重点課題3 災害時の避難行動要支援者等への対応》





計画の目的と基本理念・基本目標及び施策

第 1 節 目的と基本理念

(1) 目的

現在の社会保障制度においては、高齢者に対する介護等の支援や障害のある人に対する日常生活の支援、また、子どもへの保育の提供など、対象者ごと、また生活に必要な機能ごとに各関係法において公的責務が定められ、支援の充実が図られています。

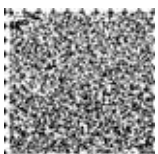
しかしながら、地域福祉をめぐる状況は大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合い複雑化・多様化しており、これらの課題の解決に向けては、地域住民が主体的に地域福祉活動に参画するとともに、行政と三師会（医師会・歯科医会・薬剤師会）、福祉関係機関や地域活動団体、福祉活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会など関係団体や関係機関が協働・連携を図りながら、包括的に取り組んでいく体制を構築することが必要です。

本市に暮らす全ての人々が、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持つことで、支援を必要とする人を中心に関係機関等がつながり、助け合い・支え合いの輪が広がります。その輪が広がっていくことで、高齢者や障害者のみならず、外国人の方、セクシュアルマイノリティの方、社会復帰を目指す刑余者※を含めた全ての市民が、差別がなく、安心して暮らせる地域共生社会の実現につながります。

目指すビジョン

地域で支え合い、誰もが安心してともに暮らせるまち

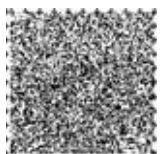
※ 【刑余者】：近年の社会・経済状況の変動に伴い、罪を犯し刑務所から出所した者。



(2) 基本理念

高齢化・単身者の増加・社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合い複雑化しています。これらの課題解決に向けては、地域福祉推進の主役である住民と関係機関等が、自らが暮らす地域の問題を「我が事」ととらえて主体的に活動することと、住民の生活課題を共通の意識と視点を持って解決できる体制を構築することが必要となります。支援の「支え手」「受け手」という関係を超えてつながり、助け合い・支え合いの輪を広げるため、本計画の理念を次のように設定します。

- 1 地域で必要な支援につながる環境を整えていきます
- 2 将来を見据えて、地域を核とした支え合う福祉を実現していきます
- 3 地域で暮らす人たちが、地域で安心して生活していけるよう支援していきます



第2節 計画の体系

まちのすがた

基本理念

基本目標

地域で支え合い、誰もが安心してともに暮らせるまち

- 1 地域に必要な支援につながる環境を整えていきます
- 2 将来を見据えて、地域を核とした支え合う福祉を実現していきます
- 3 地域で暮らす人たちが、地域で安心して生活していけるよう支援していきます

1 身近な地域で気軽に相談できる機能を整え、ニーズに合った支援に努めます

2 地域福祉を担う人材を育成するとともに、福祉サービスの質の向上に取り組みます

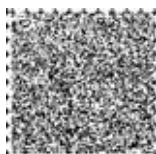
3 地域住民等が主体的に行う地域福祉活動を支援します

4 市民の権利を擁護する支援体制を整備していきます

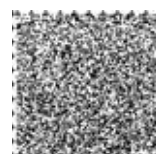
5 災害時要配慮者となる高齢者や障害者の防災対策が適切にとられる体制づくりを推進します

【成果指標】

1. 総合相談窓口機能の整備数
2. 市内福祉事業所の新規就業者数ほか
3. 避難準備情報事前提供者率



施策（基本的方向性）	事業
地域における福祉の初期総合相談機能の強化【重点】	- 圏域ごとの福祉の総合相談窓口機能の体制整備 - 専門職によるアウトリーチの強化 - 個人の特性に応じた雇用・就労支援の実施
関係機関ネットワークによる包括的相談支援体制の構築支援	- 医療・福祉ネットワークによる「包括ケアシステム」の運用 - 専門職を軸とした支援の連携
福祉人材の確保・育成・定着策の強化【重点】	- 人材の確保・育成・定着策への関係機関の参画推進 - 介護資格取得機会の創出 - 福祉体験の機会の創出や職業としての福祉の仕事の魅力発信
福祉サービスの質の向上	- 事業所等への指導検査の強化とフィードバック - 事業所等の状況と課題の把握による施策展開の検討
福祉関係者や地域住民による地域力を高める取り組みへの支援	- 地域の力で地域課題を解決することを目的とした事業・活動の支援及び協力 - 地域福祉関係者が参画している事業・会議体の整理統合による効率化と情報の集約
社会福祉法人や企業・NPO等の地域貢献事業への支援・協働	- 社会福祉法人ネットワーク等による公益的活動への支援及び協働 - 企業等の先駆的な福祉貢献活動への協力
権利擁護センター日野」を“身近な地域の相談支援を行う中核機関”とした権利擁護支援・成年後見制度利用促進体制の構築	- 主たる中核機関である「多摩南部成年後見センター」との機能分担による効率的な制度の運用 「権利擁護センター日野」を中心とした地域の関係機関との連携強化による成年後見制度の相談支援体制づくり
「成年後見制度利用促進基本計画」に沿った制度利用の推進	- 成年後見制度のメリットの周知・広報活動の推進 - 市民後見人候補者の育成 - 日常生活上の様々な判断に支援が必要な方の権利を擁護する仕組みの整備
災害時要配慮者の命を守るための対策を強化【重点】	- 災害時要配慮者やその関係機関の意見と災害経験を活かした市の防災対策への反映 - 災害時要配慮者や関係機関への情報伝達方法の確立 - 避難行動要支援者の迅速な避難と安心して過ごせる避難所体制の整備 - 災害に備えた準備・災害時の迅速な避難につながる「自助」の意識啓発の実施



第3節 基本目標及び施策

基本目標の達成状況を測るため、成果指標を定めるものとします。

成果指標	実績値 平成30年度末	中間目標値 令和4年度末	最終目標値 令和6年度末
圏域ごとの福祉の総合相談窓口機能の体制整備数 ※1	1 か所	3 か所	4 か所
市が実施する研修・講習会などの事業による市内の介護・障害福祉事業所への新規就業者数（累計値） ※2	-	30 人	50 人
市が実施する人材育成研修等事業でのスキルアップ満足度 ※3	94.3%	97.0%	99.0%
アンケートによる介護事業所の人材充足率 ※4	63.0%	65.0%	67.0% (令和7年度末)
避難準備情報事前提供者率 (事前情報提供者数/要支援・要介護認定者数及びそれ以外の避難行動要支援者数) ※5	49.5%	70.0%	80.0%

※1 福祉の総合相談機能とは、(1)経済的困窮、(2)病気、精神疾患、(3)家族の問題、(4)障害、(5)居住、(6)子どもの不登校、(7)子どもの学習支援・進学、(8)就労、(9)家計改善支援、(10)ひとり親（離婚前相談含む）、(11)ひきこもりといったもののほか、様々な相談の受付を行う窓口等を指します。窓口については既存の窓口を兼用したり、既存のネットワークを活用したものなど地域の実情に応じた形とします。

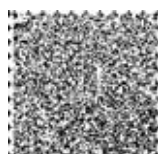
また、総合相談機能の整備にあたり、一つの圏域につき毎年15,000千円程度の財政措置が必要と想定され、市の財政状況及び補助金等（R元年度は補助基準額15,000千円で補助率3/4の国の補助あり）に配慮しつつ、順次整備していくものとします。

※2 ただし、施設見学会や研修、面接相談会など市が実施する事業による職員の確保だけでは、市内にある特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所・訪問・居宅などの介護支援事業所等、今後高齢化の進行により需要の増加が予想される専門職の福祉人材の不足に対応できないため、人材不足の現状把握を行ったうえで人材確保につながる支援策を並行して実施し、必要に応じて、個別計画等で成果指標を設定します。

※3 スキルアップ満足度の測定方法は、研修後に受講者に対してアンケートを実施し、その結果に基づくものです。

※4 介護事業所の人材充足率の測定方法は、市内事業所等に対してアンケートを実施し、その結果に基づくものです。なお、成果指標の実績値については、令和元年12月実施のアンケート結果となります。

※5 避難準備情報事前提供にあたっては、情報を受ける側の視点に立ち、一律の方法でなく日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）の趣旨に沿って、その人の状態に応じた合理的配慮の提供による情報提供方法で行うものとします。



情報の事前提供の対象者は本人に限らず、家族や施設職員・ケアマネージャー等の支援者を含みます。

（基本目標１）身近な地域で気軽に相談できる機能を整え、ニーズに合った支援に努めます

社会情勢の変化とともに、福祉等に関する相談内容も複雑化・多様化しています。その中で切れ目のない支援の実施や市民のニーズに対応していくため、現行の相談機能を見直し、利便性の向上に努めていきます。また、関係する機関がそれぞれの専門性を発揮して協力・連携して複雑化する課題を解決していく体制の整備に取り組みます。

重点

施策１ 地域における福祉の総合相談窓口機能の強化

【事業】

- ・圏域ごとの福祉の総合相談窓口機能の体制整備
- ・専門職によるアウトリーチ※の強化
- ・個人の特性に応じた雇用・就労支援の実施

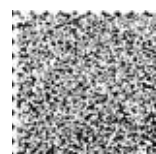
施策２ 関係機関ネットワークによる包括的支援体制の構築支援

【事業】

- ・医療・福祉ネットワークによる「包括ケアシステム※」の運用
- ・専門職を軸にした支援の連携

※ 【アウトリーチ】：社会福祉を担う機関がその職種により潜在的な利用希望者に医療・福祉関係者が手を差し伸べ、利用を実現させるような積極的な支援

※ 【包括ケアシステム】：医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援が一体的に提供され、住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域の包括的なサービス提供体制



（基本目標２）地域福祉を担う人材を育成するとともに、福祉サービスの質の向上に取り組みます

福祉を支えるためには、支援を行う人材を確保することが重要です。高齢化に伴い、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が予測される中、福祉の人材を育てて定着を図る施策に取り組みます。また、よりよい暮らしを実現するために福祉サービスの質の向上にも取り組みます。

重点

施策１ 福祉人材の確保・育成・定着策の強化

【事業】

- ・福祉人材の確保・育成・定着策への関係機関の参画推進
- ・介護資格取得機会の創出
- ・福祉体験の機会の創出や職業としての福祉の仕事の魅力発信

施策２ 福祉サービスの充実及び質の向上

【事業】

- ・事業所等への指導検査の強化とフィードバック
- ・事業所等の状況と課題の把握による施策展開の検討

（基本目標３）地域住民等が主体的に行う地域福祉活動を支援します

高齢化が進展すると、行政だけでは市民が抱える課題を解決することが困難になります。そのため、行政は地域の様々な主体の力を借りて行政の手の届かない地域の課題解決につなげ、地域課題の解決に積極的に取り組む主体への後方支援を行います。

施策１ 福祉関係者や地域住民による地域力を高める取り組みへの支援

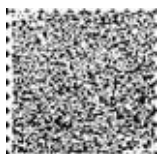
【事業】

- ・地域の力で地域課題を解決することを目的とした事業・活動への支援及び協力
- ・地域福祉関係者が参画する事業・会議体の整理統合による効率化と情報の集約

施策２ 社会福祉法人や企業・NPO等の地域貢献事業への支援・協働

【事業】

- ・社会福祉法人ネットワーク等による公益的活動への支援及び協働
- ・企業等の先駆的な福祉貢献活動への協力



（基本目標４）市民の権利を擁護する支援体制を整備していきます

高齢化の進展とともに認知機能が低下した高齢者等も増加しています。少子化、核家族化も進んでいるため、これらの高齢者等の尊厳を守り、住み慣れたまちで安心して暮らしていくためには、権利擁護について地域で相談できる環境づくりが必要です。

また、既存の成年後見制度を知ってもらい、かつ、わかりやすいものにすることがあるため、もっと身近なものとする工夫をするとともに、担い手として協力してくれる方の育成にも取り組みます。

施策１ 「権利擁護センター日野」を“身近な地域の相談支援を行う中核機関” とした権利擁護支援・成年後見制度利用促進体制の構築

【事業】

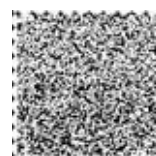
- ・主たる中核機関※である「多摩南部成年後見センター」との機能分担による効率的な制度の運用
- ・「権利擁護センター日野」を中心とした地域の関係機関との連携強化による成年後見制度の相談支援体制づくりの推進

施策２ 「成年後見制度利用促進基本計画」に沿った制度利用の推進

【事業】

- ・成年後見制度のメリットの周知・広報活動の推進
- ・市民後見人候補者の育成
- ・日常生活上の様々な判断に支援が必要な方の権利を擁護する仕組みの整備

※ 【中核機関】：市区町村が設置するもので、支援が必要な人が成年後見制度の適切な利用ができるように、地域の保健医療・福祉関係者や司法関係者などとの連携（ネットワーク構築）の調整を担う中核的な機関のこと。中核機関は担うべき業務を分担することもできるため、市では広域で５市に共通する課題に取り組む中核機関としての「多摩南部成年後見センター」と身近な地域の相談支援を行う中核機関としての「権利擁護センター日野」に機能を分散して、成年後見制度の利用促進を推進していく。



（基本目標５）災害時要配慮者となる高齢者や障害者の防災対策が適切にとられる体制づくりを推進します

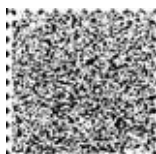
災害時に配慮が必要な高齢者や障害者の命を守るため、「自助・共助・公助」のそれぞれの立場から必要な支援策に取り組み、地域で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに向けた環境を整えていきます。

重点

施策１ 災害時要配慮者の命を守るための対策の強化

【事業】

- ・災害時要配慮者やその関係機関の意見と災害経験を活かした市の防災対策への反映
- ・災害時要配慮者やその関係機関への情報伝達方法の確立
- ・避難行動要支援者の迅速な避難と安心して過ごせる避難所体制の整備
- ・災害に備えた準備・災害時の迅速な避難につながる「自助」の意識啓発の実施





計画の推進

第1節 計画の推進体制

(1) 計画の周知

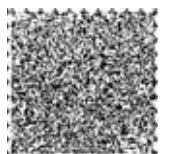
地域福祉を推進するうえで、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、医療・福祉関係者など全ての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く市民に周知していきます。

(2) 協働による計画の推進

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で、共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、医療・福祉関係者、社会福祉協議会、行政等がともに連携・協働しながら、計画を推進していきます。



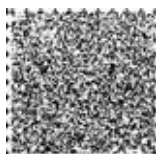
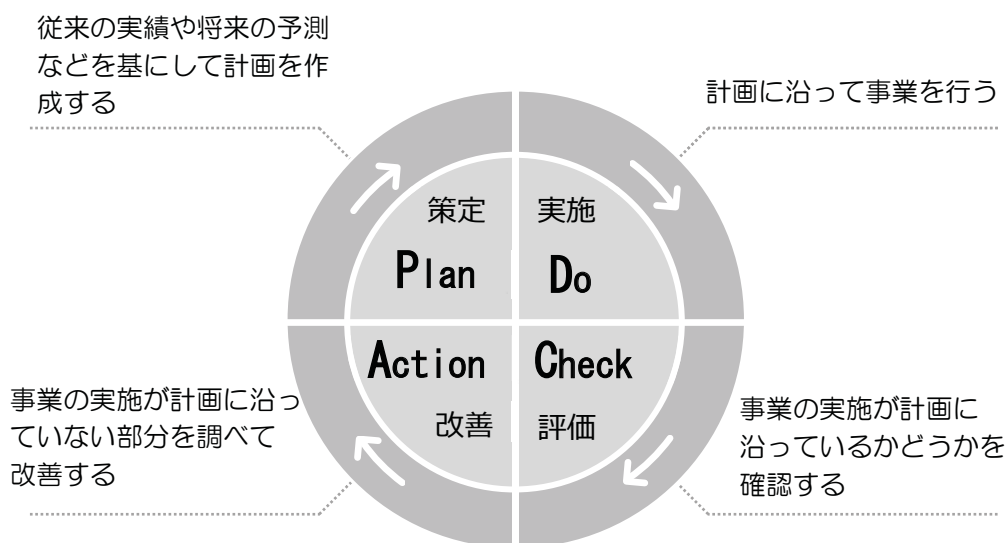
第2節 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価したうえで（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

なお、計画の進行管理や評価検証・見直しを行うため、学識経験者や医療・福祉関係者、公募市民などで構成する「日野市地域福祉計画推進委員会」を設置します。この委員会において、第3章に記載している成果指標や、各事業の実施状況等を把握・分析・評価しながら改善・見直しを行います。

また、本計画は各個別計画の上位に位置付けられることから、地域や庁内関係部署間との連携を支援し、個別計画間の整合を図るために、「日野市地域福祉計画庁内連絡会」を必要に応じて設置し、施策の実施状況の調査点検を行い、改善を図ります。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

第1節 関係法令

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

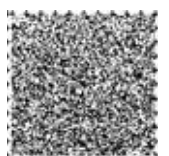
（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。



- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

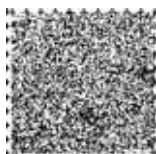
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

（市町村の講ずる措置）

- 第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



第2節 成年後見制度利用促進基本計画との関連性

「日野市成年後見制度利用促進基本計画」は、第1章第3節(5)にあるように調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市と共同で策定しています。そのため、本計画は成年後見制度利用促進基本計画を補完する「当市独自の取り組み」を、5市に共通する施策を軸に、成年後見制度利用促進基本計画の「具体的取り組み例」を精査した上で取り込むものとします。

(1) 成年後見制度利用促進基本計画の体系 基本目標と施策

基本目標1 目的・対象に応じた広報の充実【重点】

- 施策 1-1 権利擁護の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等の充実
- 施策 1-2 5市域内における、誰もが気軽に相談できる窓口の設置及び周知

基本目標2 本人意思を尊重した切れ目のない相談の充実【重点】

- 施策 2-1 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みの整備
- 施策 2-2 意思決定支援の在り方の検討
- 施策 2-3 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みの整備
- 施策 2-4 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への円滑な移行支援

基本目標3 利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進

- 施策 3-1 本人や親族等による申立て支援に関わる相談支援の強化
- 施策 3-2 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みの整備
- 施策 3-3 市民後見人の育成、活動支援の実施
- 施策 3-4 法人後見実施機関の立上げ、活動支援の実施
- 施策 3-5 任意後見制度の利用等の相談、支援等の検討

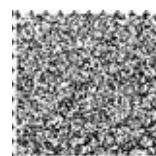
基本目標4 後見人等への支援の充実

- 施策 4-1 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくり及び活動の支援
- 施策 4-2 親族後見人への支援の拡充

基本目標5 地域における権利擁護支援の体制整備【重点】

- 施策 5-1 中核機関の整備と機能分担の明確化
- 施策 5-2 成年後見制度利用支援事業の効果的な運用
- 施策 5-3 各市域と広域における重層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

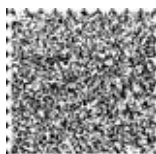
「調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市 成年後見制度利用促進基本計画」
より抜粋



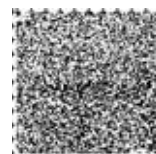
(2) 本計画における成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

《施策対応表》

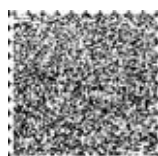
地域福祉計画で定める事業	施策 No.	「成年後見制度利用促進基本計画」で定める市で取り組む具体的な取り組み例	5市でも取り組む事業	センターでも取り組む事業
基本目標 1 施策 1 圏域ごとの福祉の総合相談窓口の設置	施策 2-1	相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人については、相談後の本人の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築します。		
	施策 4-1	未だ成年後見制度の利用に至らない市民がいる場合、必要に応じてその後の経過についてモニタリングの仕組みをつくり、必要に応じて適切な成年後見制度利用支援につなげられる体制を構築します。		
基本目標 1 施策 1 専門職によるアウトリーチの強化	施策 2-1	自ら相談窓口に来ることができない人の相談支援ニーズや存在の発掘に努め、必要に応じ訪問相談も行います。		
基本目標 1 施策 2 医療・福祉ネットワークによる「包括ケアシステム」の運用	施策 2-1	必要に応じて相談者以外の家族や関係機関（介護事業者、医療機関等）からも情報収集を行います。		
	施策 4-1	本人と後見人等を支援する「チーム」の機能を整備します。		
基本目標 1 施策 2 専門職を軸とした支援の連携	施策 2-1	虐待対応に関する体制の現状や課題、意思決定支援の在り方等に関する研修について検討します。	○	
	施策 2-2	本人を含めた家族、支援者等関係者が「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援を行います。	○	○
	施策 2-2	先進的な取り組み等を参考にした、意思決定支援の在り方について検討します。	○	
	施策 4-1	「チーム」支援の一環として、必要に応じて、後見人等に対するモニタリング・バックアップできる体制整備に向けた取り組みを検討します。		
	施策 4-1	「チーム」に関わる関係者への研修機会を設けます。	○	○
	施策 4-2	「チーム」支援の一環として、必要に応じて、親族後見人に対するモニタリング・バックアップできる体制整備に向けた取り組みを検討します。		



地域福祉計画で定める事業	施策 No.	「成年後見制度利用促進基本計画」で定める市で取り組む具体的な取り組み例	5市でも取り組む事業	センターでも取り組む事業
基本目標4 施策1 主たる中核機関である「多摩南部成年後見センター」との機能分担による効率的な制度の運用	施策3-4	関係者の意見を聴いて、センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、各市とセンターによる協議を実施します。	○	○
	施策4-1	後見人等（専門職、市民後見人、法人等）の交流・研修の機会を設けます。	○	○
	施策4-2	親族後見人に対する広域での支援が効果的と思われる事項について検討し、段階的に実施します。	○	○
	施策4-2	親族後見人の活動への支援の在り方について、必要に応じ専門職団体や家庭裁判所とも協議・連携を図ります。	○	○
	施策5-1	各市における、それぞれの社会資源や地域の実情に応じた中核機関の整備の在り方について検討を行います。	○	○
	施策5-1	5市とセンターの中核機関としての機能分担について、今後を見据えた検討を進めます。	○	○
基本目標4 施策1 「権利擁護センター日野」を中心とした地域関係機関との連携強化による相談支援体制づくりの推進	施策1-2	支援を必要とする本人からの相談への対応の充実を図ります。		
	施策1-2	相談者の特性や状況に応じて、来所・訪問等の相談体制を整備します。		
	施策2-1	権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を、5市の所管課と地域の関係機関が連携して行う場及び行う仕組みの充実を図ります。		
	施策2-4	地域福祉権利擁護事業から、成年後見制度利用への移行が円滑に行われるように、情報共有や事例検討など、関係機関との連携強化に努めます。	○	
	施策2-4	地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際しては、本人への事前の説明と意思決定支援の在り方等を検討します。		
	施策3-1	一次相談窓口における本人や親族等によるの申立て支援についての体制整備を検討します。		
	施策3-1	一次相談窓口において、本人や親族等に対し、申立て段階から相談支援を行うことについて周知を図ります。		
	施策3-1	一次相談窓口において、本人や親族等に対する相談の対応力を強化します。		
	施策3-2	適切な後見人等候補者（専門職、市民後見人、法人等）を推薦できるような仕組みづくりを進めます。		
	施策3-5	5市の「一次相談窓口」における任意後見制度に関する相談対応力を高めます。		
	施策4-1	本人や家族が相談できるような体制整備を図ります。		
	施策4-1	後見人等からの相談に応じられるような対応を図ります。		
	施策4-2	様々な相談業務や問い合わせへの対応を行う中で、親族後見人の支援ニーズを把握します。		
	施策4-2	審判確定以降の親族後見人に義務付けられた事務についての支援を行います。		
	施策5-3	福祉部門以外の関係部局・関係機関等を含めた、市域における権利擁護支援の活用の方針検討を行う仕組みや体制を整備します。		
	施策5-3	市域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・運営を行います。		
	施策5-3	市域における専門職団体との連携の在り方について検討を行います。		



地域福祉計画で定める事業	施策No.	「成年後見制度利用促進基本計画」で定める市で取り組む具体的な取り組み例	5市でも取り組む事業	センターでも取り組む事業
基本目標4 施策2 成年後見制度のメリットの周知・広報活動の推進	施策1-1	権利擁護支援の意義や成年後見制度の仕組みについて広報活動を行います。		○
	施策1-1	本人、市民、個別支援チームに加わることが想定される関係者等対象別の広報活動等に努めます。		
	施策1-1	生活設計の観点から、権利擁護支援や成年後見制度に関する広報を図ります。(任意後見制度の活用も含む)		
	施策1-1	説明に際しては、利用による効果と留意点双方を含めた、分かりやすい内容とし、多様な媒体を活用します。		○
	施策1-1	成年後見制度の担い手としての市民後見人の活動の意義などについての広報活動等を実施します。		○
	施策1-2	市内の相談窓口、相談受付の方法や開設時間、専門的な相談への対応状況等を含めて、紙媒体、ウェブ、SNS、広報等多様な媒体で周知を図ります。		
基本目標4 施策2 市民後見人候補者の育成	施策3-3	市民後見人の育成、活動支援の充実について、各市での取り組み、センターとの協働の在り方双方について整理・検討します。	○	○
	施策3-3	市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、検討を行います。	○	○
	施策3-3	5市、関係機関等の連携による研修・育成・継続的支援体制を整備します。	○	○
基本目標4 施策2 日常生活上の様々な判断に支援が必要な方の権利を擁護する仕組みの整備	施策2-1	虐待や権利侵害に対応するため、多職種による検討の場の設置(既存会議等活用も含む)及び仕組みの整備を進めます。		
	施策2-3	成年後見制度による支援方針の検討、市長申立ての要否の検討及び相応しい候補者の検討機能の充実を図ります。		
	施策2-3 施策3-2	申立人、市長申立て要否及び相応しい候補者等を複数課等で組織的に検討する場(市長申立て検討委員会等)を設けます。		
	施策5-2	成年後見等申立費用助成制度のより効果的な運用の在り方について検討・実施します。		
	施策5-2	成年後見人等報酬助成制度のより効果的な運用の在り方について検討・実施します。		



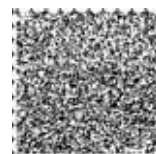
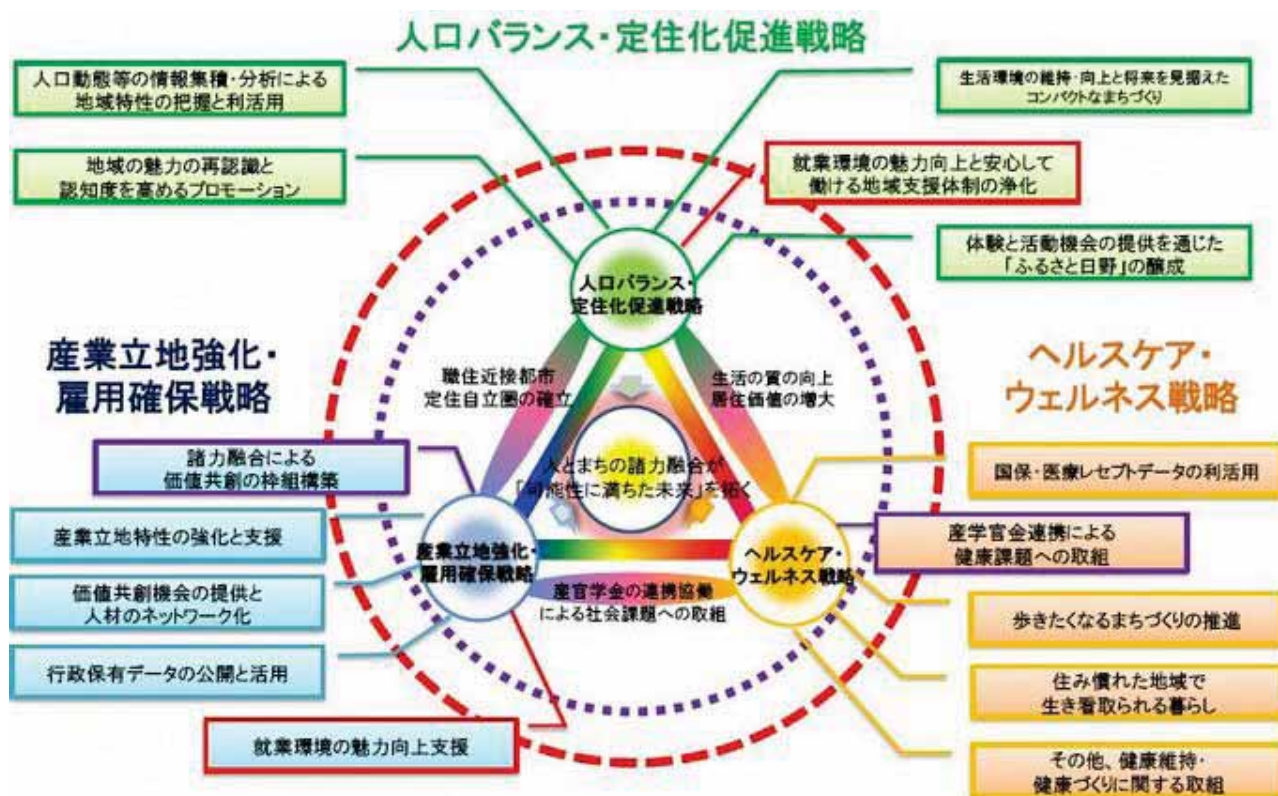
第3節 ヘルスケア・ウェルネス戦略による予防施策の成果

市では、市政運営の基本方針として「1. 住み慣れた地域で生き看取られる、暮らし・福祉・医療の展開」「2. 日野市の良さである恵まれた社会的・自然的資源を生かし、地域の個性を伸ばすまちづくりの推進」「3. 厳しい財政状況を踏まえた経営戦略に基づく市政の運営」の実現を掲げています。その実現に向け、人口減少や少子高齢化をはじめとした構造変化を伴う将来の課題を見据えた中長期的視点に立って以下の3つの戦略を策定しました。

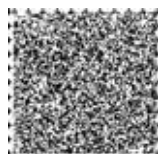
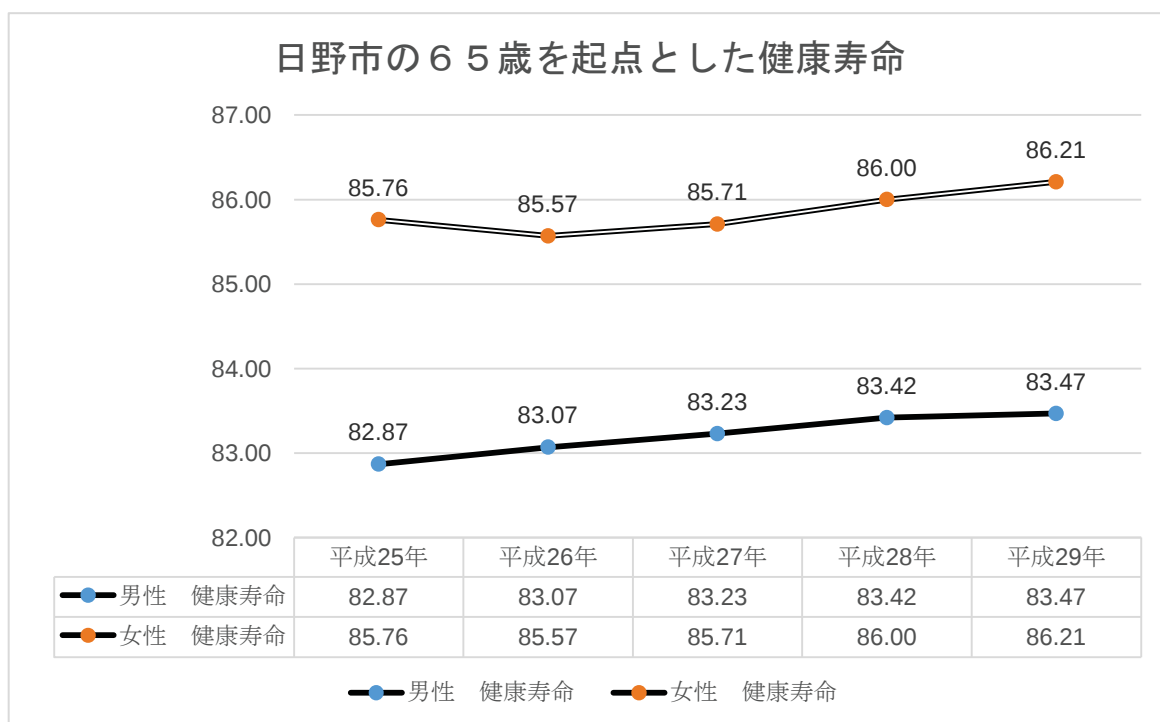
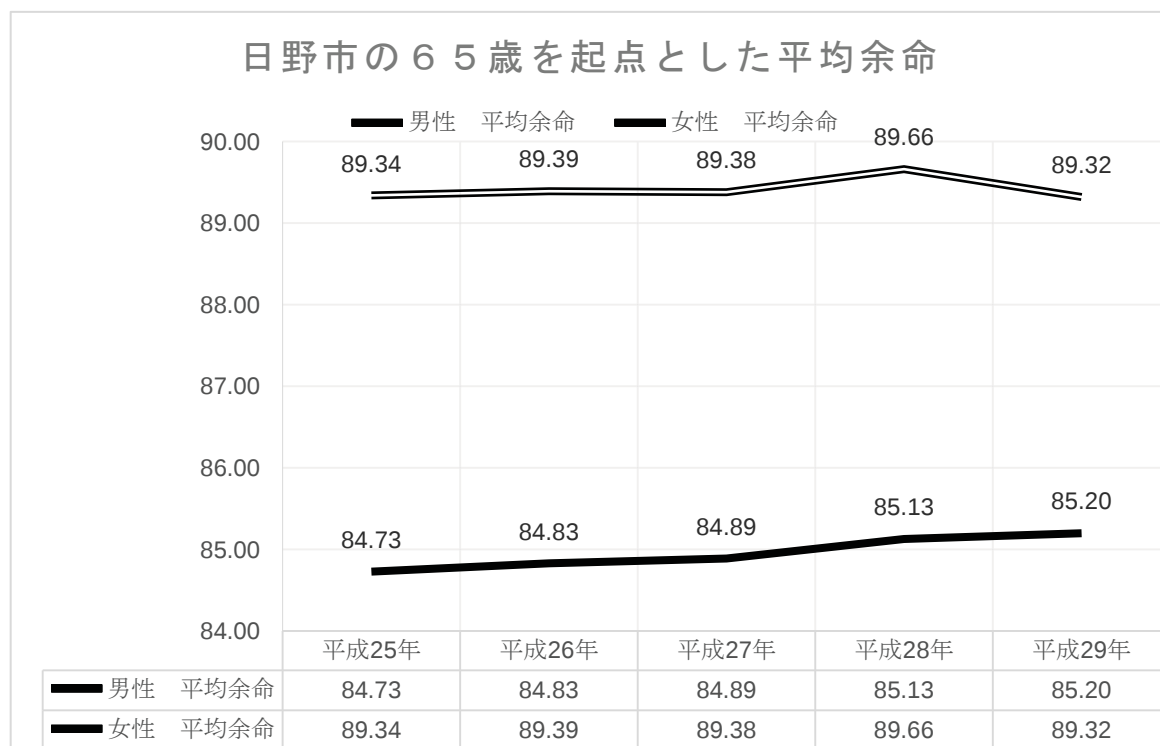
市では、戦略相互の関係や効果を意識しながら課題に対する取り組みを進めています。

- ①『人口バランス・定住化促進戦略』
- ②『産業立地強化・雇用確保戦略』
- ③『ヘルスケア・ウェルネス戦略』

この「主要3戦略」の中でも、福祉分野は特に「ヘルスケア・ウェルネス戦略」に基づく施策を中心に取り組み、「健康長寿のまち」の実現を目指しています。



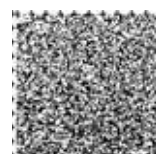
主要3戦略のうちの一つである「ヘルスケア・ウェルネス戦略」に基づき、平成 26 年度（2014 年度）から、市民の健康寿命の延伸を図るため様々な予防施策に取り組んでいる中で、日野市の平均余命・健康寿命が延びています。



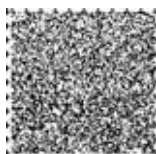
第 4 節 地域福祉計画に盛り込むべき事項

以下の表は、社会福祉法で規定されている地域福祉計画に盛り込むべき5つの事項と、既に市で取り組んでいる事業をまとめたものです。

地域福祉計画に盛り込むべき事項	市の取り組み
≪事項 1≫ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、 児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取 り組むべき事項	【福祉分野以外との連携】 ・就業支援フェスタ ・生活困窮者自立支援調整会議 等 【生活困窮者対策】 ・子どもの貧困対策事業 ・生活困窮者自立相談支援事業「くらしの自立相 談支援窓口みらいと」 等 【共生サービス等の福祉サービス】 ・農業体験農園の福祉サービスへの活用 【居住支援】 ・住宅セーフティネット相談事業「あんしん住ま いる日野」 ・日野市居住支援協議会 ・住居確保給付金事業 等 【就労支援】 ・高齢者向け無料職業相談所「しごとサポート日 野」 ・母子・父子自立支援プログラム 等 【自殺対策】 ・「日野市自殺総合対策基本計画」に基づく対策 の推進 【虐待防止対策】 ・高齢者虐待防止対策事業の推進 ・市役所関係部署との協働及び児童相談所や警察 等の外部関係機関との連携強化 等 【刑余者の社会復帰支援】 ・「地域再犯防止推進計画」の策定・推進 ・保護司会の活動支援 等 【地域住民等が集う拠点の整備】 ・交流センター(8 か所)の活用 ・地区センター(66 か所)の活用 ・空き家の活用 等



地域福祉計画に盛り込むべき事項	市の取り組み
≪事項 2≫ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	【相談支援体制】 ・民生委員・児童委員、保健師による相談対応 ・相談支援事業（障害福祉課ほか 3 か所） ・子ども家庭相談 等 【適切なサービス利用の仕組み】 ・生活支援コーディネーター協議体 ・日常生活自立支援事業 等 【サービスの評価】 ・福祉オンブズパーソン ・障害者差別解消推進条例に基づく相談窓口〔市、及び市指定の相談機関〕 【日常の見守り・避難行動要支援者の把握】 ・高齢者見守り支援ネットワーク ・認知症サポーター ・避難行動要支援者名簿の整備・活用 等
≪事項 3≫ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項	【公民協働】 ・価値共創ポータル ・スキルシェア事業への支援 【社会福祉協議会の基盤強化】 ・社会福祉協議会への補助金交付 ・社会福祉協議会の自主財源確保方策への協力
≪事項 4≫ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項	【社会福祉活動への支援】 ・自治会活動の支援 ・市民活動団体への支援 等 【地域福祉への主体的参加の環境整備】 ・ふれあいサロンの運営支援 ・ファミリーサポートセンターの運営支援 等 【地域福祉人材の育成】 ・手話講習会 ・民生委員・児童委員の活動支援 等
≪事項 5≫ 包括的な支援体制の整備に関する事項	【包括的支援体制】 ・庁内連携連絡体制の構築 ・福祉関係者や地域住民による地域力を高める取り組みへの支援（地域力強化推進事業）



第5節 第4期日野市地域福祉計画策定委員会

(1) 計画策定の経過

地域福祉計画を策定するにあたり、各課の個別計画や個別方針の策定で活用した基礎調査や関係者へのヒアリング等で浮き彫りとなった課題を集約して、各分野で共通して取り組むべき課題の抽出を行い、福祉全体を俯瞰から見た地域福祉計画の課題及び目標の設定を行いました。

また、公募市民、学識経験者、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、その他社会福祉団体関係者、行政職員で構成される「第4期日野市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容を協議する委員会を開催しました。そこでは、計画の骨子、計画期間、圏域の設定、課題の整理、目標及び事業の設定を行いました。

(2) 第4期日野市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(◎ 委員長 ○ 副委員長)

氏 名 (敬称略)	団体・役職名
宮城 孝 ◎	法政大学現代福祉学部教授
望月 諭	日野市医師会
加戸 貞之	市民委員
野澤 一弘	市民委員
中澤 勇	日野市老人クラブ連合会
日下 眞紀	日野市民生委員・児童委員協議会
伊藤 勲	日野市地域自立支援協議会就労支援部会
本村 雄一 ○	日野市地域包括支援センター 日野市地域自立支援協議会 (会長)
浅野 大輔	日野市社会福祉法人ネットワーク 日野市地域自立支援協議会 (副会長)
松本 茂夫	日野市社会福祉協議会事務局長
篠崎 忠士	子ども部長
立川 智	総務部安全安心担当参事
山下 義之	教育部長
赤久保 洋司	健康福祉部長 (R1.10.1 から兼福祉政策課長事務取扱)

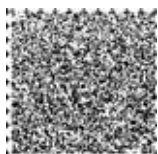


事務局	
竹村 朗（R1.9.30 まで）	福祉政策課長
熊澤 修	障害福祉課長
宮澤 隆之（R1.9.30 まで）	高齢福祉課長
竹村 朗（R1.10.1 から）	
西山 律子	高齢福祉課介護担当主幹
萩原 美和子	セーフティネットコールセンター長
丸山 太	福祉政策課 指導検査係長
猪鼻 謙介	福祉政策課 地域福祉係長
尾崎 美佐子	福祉政策課 主任
福嶋 健裕	福祉政策課 主任

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



日野市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



第4期日野市地域福祉計画
～ともに支え合うまちプラン～

令和2年(2020年)3月

編集 日野市健康福祉部福祉政策課

発行 日野市

〒191-8686

日野市神明一丁目12番地の1

電話 042-585-1111(代表) ファクス 042-583-4198

電子メール fukusei@city.hino.lg.jp

